県章

三重県公報

平成31年3月29日（金）
第　3095　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
21	三重県公印規則の一部を改正する規則	（法務・文書課）	3
22	三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則	（子育て支援課）	3
23	三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則	（漁業環境課）	5
24	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企業誘致推進課）	13
25	建設業法施行細則の一部を改正する規則	（建設業課）	64
26	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建築開発課）	64
27	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（住宅政策課）	68
28	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	69
29	三重県会計規則の一部を改正する規則	（出納局）	70
30	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	（同）	70
	公安委規則		
3	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（公安委員会）	71
	告　　示		
194	三重県生産動態統計調査の生産品目の指定	（統計課）	72
195	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	（税務企画課）	73
196	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税の収納事務の委託	（同）	73
197	児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額	（子育て支援課）	73
198	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの指定の取消し	（障がい福祉課）	78
199	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	78
200	区画漁業の免許	（漁業環境課）	78
201	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	（ものづくり・イノベーション課）	79
202	同件	（同）	79
203	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	84
204	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	（河川課）	84
205	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	（同）	84
206	証紙の販売所の新設の承認	（出納局）	85
207	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	（同）	85
208	証紙の販売人の指定の取消し	（同）	85
209	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	（同）	86
	収用委告示		
1	三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示	（収用委員会）	87
	訓　　令		
3	職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令	（人事課）	87

公　　告

国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	96
同件	(　同　)	96
同件	(　同　)	96
農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	97
肥料取締法の規定による肥料の登録	(農産園芸課)	97
肥料取締法の規定による肥料の登録有効期間の更新	(　同　)	98
肥料取締法の規定による肥料の登録の失効	(　同　)	98
肥料取締法の規定による収去した肥料の検査結果の概要の公表	(　同　)	99
基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	99
公共測量が終了した旨の通知	(　同　)	99
同件	(　同　)	100
同件	(　同　)	100
建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設業課)	100
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	108
同件	(　同　)	109
同件	(　同　)	109
二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	109
同件	(　同　)	109
同件	(　同　)	110
同件	(　同　)	110
開発行為に関する工事の完了	(　同　)	110

特定調達公告

落札者を決定した旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	111
同件	(斎宮歴史博物館)	111
同件	(　同　)	111

規　　則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事　鈴木英敬

三重県規則第二十一号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事印の項及び知事職務代理者印の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表出納員印の項中「

児童相談センター （二）　（三）　（四）　（五） （六）

」を「

児童相談センター （二）　（三）　（四）　（五） （六）　（七）

」に改める。

附　則

この規則中別表出納員印の項の改正規定は平成三十一年四月一日から、同表知事印の項及び知事職務代理者印の項の改正規定は同年七月一日から施行する。

三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事　鈴木英敬

三重県規則第二十二号

三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則

三重県特定不妊治療費助成規則（平成二十年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第１号様式（第５条関係）

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。

	（ふ　り　が　な） 氏　　名	生　年　月　日
夫	（　　）	年　　月　　日生（　歳）
妻	（　　）	年　　月　　日生（　歳）
住所（※１）	〒	電話　（　　） 携帯　（　　）
住所（※２）	〒	電話　（　　） 携帯　（　　）

過去にこの助成金を受けたことがありますか。

（男性不妊治療分を除く）

ない　・　ある　→　過去（　　）回受けた

助成を受けた自治体は　１　三重県　　２　その他（　　）

（男性不妊治療分）

ない　・　ある　→　過去（　　）回受けた

助成を受けた自治体は　１　三重県　　２　その他（　　）

申請者氏名

（夫及び妻の記名押印）

＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿印

＊以前の受給歴について、他自治体に確認することを同意します。

申　請　額（男性不妊治療分を除く）　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

申　請　額（男性不妊治療分）　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

申　請　額　合　計　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

年　　月　　日　　三重県知事　宛て

振込先									
	金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 出張所		
	預金種別	普通 当座 その他（　）		（ふりがな） 口座名義人			（　　）		
	口座番号								（左詰記入）

申請受理年月日 県補助金（有・無）	（市町）	（県）	（承認・不承認） 決定年月日			
受給者番号						

（注）　太枠の中を記入してください。

※１：夫の住所を記入する。

※２：夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

（添付書類）１．特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関の証明）

２．医療機関発行の領収書（原本）

３．世帯全員の住民票（三重県で初めて申請する場合又は住民票により夫婦であることが確認できない場合は戸籍謄本を併せて添付）

４．夫及び妻の控除額が記載された所得・課税証明書

附　則

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の三重県特定不妊治療費助成規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三　重　県　知　事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県規則第二十三号

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

三重県水産業協同組合法施行規則（平成三十年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第二条　（略） 2　この規則において「生産組合」とは、県内に主たる事務所を有する漁業生産組合をいう。 3　この規則において「出資組合」とは、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせる組合をいう。 4　（略） 5　この規則において「生産組合員」とは、漁業生産組合の組合員をいう。 6～9　（略） （設立認可申請） 第三条　発起人は、法第六十三条第一項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、創立総会の終了後遅滞なく知事に申請しなければならない。 一～四　（略） 五　法第五十九条（法第九十六条第四項において準用する場合を含む。）、第九十条及び第九十九条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類） 六　法第六十条（法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書及び設立準備会公告の写し） 七　法第六十一条（法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の写し） 八　法第六十二条（法第九十二条第四項、第九十六	（定義） 第二条　（略） 2　この規則において「組合等」とは、組合及び県内に主たる事務所を有する漁業生産組合をいう。 3　この規則において「出資組合」とは、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせる組合等をいう。 4　（略） 5　この規則において「組合員等」とは、組合員及び漁業生産組合の組合員をいう。 6～9　（略） （設立認可申請） 第三条　発起人は、法第六十三条第一項（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合等の設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、創立総会の終了後遅滞なく知事に申請しなければならない。 一～四　（略） 五　法第五十九条（法第八十六条第三項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）、第九十条及び第九十九条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類） 六　法第六十条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書及び設立準備会公告の写し） 七　法第六十一条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の写し） 八　法第六十二条（法第八十六条第三項、第九十二

条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録謄本）

九・十　（略）

2　（略）

（設立登記の完了の届出）

第四条　組合は、法第百一条の規定による登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（定款変更の認可申請等）

第五条　組合は、法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更（第五項の規定による届出に係るものを除く。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

3　出資組合は、出資一口の金額を減少しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を完了したことを証する書類

4　（略）

5　組合は、法第四十八条第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第一項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

6　組合は、定款変更の認可を受けたときは、変更後の定款を提出書に添えて、知事に提出しなければならない。

条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録謄本）

九・十　（略）

2　（略）

3　発起人は、漁業生産組合の設立の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、法第八十条及び第八十一条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組合員の三分の二以上が漁業生産組合の営む事業に常時従事する者であることを証する書類

二　漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の二分の一以上が組合員であることを証する書類

（設立登記の完了の届出）

第四条　組合等は、法第百一条の規定による登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（定款変更の認可申請等）

第五条　組合等は、法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更（第五項の規定による届出に係るものを除く。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

3　出資組合は、出資一口の金額を減少しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を完了したことを証する書類

4　（略）

5　組合等は、法第四十八条第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第一項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

6　組合等は、定款変更の認可を受けたときは、変更後の定款を提出書に添えて、知事に提出しなければならない。

（総会等の延期又は続行の届出）

第七条　組合は、法第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第六項において準用する第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の議決をしたときは、届出書に議決をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

２　（略）

（業務報告書の提出）

第二十一条　（略）

２　（略）

（不祥事件発生の届出）

第二十四条　組合は、法第百二十六条の二第十二号の規定により、省令第二百二十四条第四項又は信用事業命令第五十一条第三項に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、一月以内に知事に届け出なければならない。

（役員の就任等の届出）

第二十五条　組合は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条第十項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する組合員である資格事項

三　（略）

２　組合は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。なお、代表理事組合長の変更にあっては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。

一・二　（略）

３　組合は、死亡、辞任等により役員が退任したことによって生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

（参事及び会計主任に関する届出）

（総会等の延期又は続行の届出）

第七条　組合等は、法第五十条の三（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第六項において準用する第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の議決をしたときは、届出書に議決をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

２　（略）

（業務報告書の提出）

第二十一条　（略）

２　（略）

３　漁業生産組合は、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会終了後二週間以内に、知事に提出しなければならない。

（不祥事件発生の届出）

第二十四条　組合等は、法第百二十六条の二第十二号の規定により、省令第二百二十四条第四項又は信用事業命令第五十一条第三項に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、一月以内に知事に届け出なければならない。

（役員の就任等の届出）

第二十五条　組合等は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条第十項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する組合員である資格事項

三　（略）

２　組合等は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。なお、代表理事組合長の変更にあっては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。

一・二　（略）

３　組合等は、死亡、辞任等により役員が退任したことによって生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

（参事及び会計主任に関する届出）

第二十六条　組合は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に理事会議事録謄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～三　（略）

（諸届）

第二十八条　組合は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知ったときは、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　法第四十二条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員から役員改選の請求を受けたとき。

四・五　（略）

六　法第四十六条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員から参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。

七　法第四十七条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員から総会等の招集の請求を受けたとき。

八・九　（略）

十　組合が破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき、組合の理事若しくは清算人が同法第十九条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき。

十一　破産法第三十条第一項の規定による破産手続開始の決定を受けたとき（組合が解散する場合を除く。）。

2　前項の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、これをしなければならない。

一　（略）

二　前項第三号、第六号及び第七号に規定する場合

イ・ロ　（略）

ハ　請求日並びに請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員（准組合員を除く。）の数を記載した

第二十六条　組合等は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に理事会の議事録謄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～三　（略）

（諸届）

第二十八条　組合等は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知ったときは、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　法第四十二条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員等から役員改選の請求を受けたとき。

四・五　（略）

六　法第四十六条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員等から参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。

七　法第四十七条の三第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員等から総会等の招集の請求を受けたとき。

八・九　（略）

十　組合等が破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき、組合等の理事若しくは清算人が同法第十九条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき又は清算中の漁業生産組合の清算人が法第八十五条の八第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき。

十一　破産法第三十条第一項の規定による破産手続開始の決定を受けたとき（組合等が解散する場合を除く。）。

2　前項の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、これをしなければならない。

一　（略）

二　前項第三号、第六号及び第七号に規定する場合

イ・ロ　（略）

ハ　請求日並びに請求日現在における組合員等（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員等（准組合員を除く。）の数を記載し

書類
三　（略）
四　前項第十号に規定する場合
イ～ハ　（略）
五　（略）
（一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会等の招集請求）
第二十九条　組合員その他の利害関係人は、法第四十三条第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、一時役員の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一～三　（略）
2　（略）
（業務又は会計状況の検査の請求）
第三十条　組合員が、法第百二十三条第一項の規定により、組合の業務又は会計の検査を請求しようとするときは、、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一・二　（略）
三　請求日現在における組合員の総数に対する同意する組合員の数の割合を記載した書類
（議決、選挙又は当選の取消しの請求）
第三十一条　組合員が、法第百二十五条第一項（同条第二項及び第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、総会等における議決、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一～三　（略）
（解散の認可申請）
第三十二条　組合は、法第六十八条第二項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
一～四　（略）
（解散の届出）
第三十三条　組合は、法第六十八条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたとき又は法第九十一条第五項（法第百条第

た書類
三　（略）
四　前項第十号に規定する場合
イ～ハ　（略）
ニ　清算中の漁業生産組合の場合にあっては、破産手続開始の公告の写し
五　（略）
（一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会等の招集請求）
第二十九条　組合員等その他の利害関係人は、法第四十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、一時役員の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一～三　（略）
2　（略）
（業務又は会計状況の検査の請求）
第三十条　組合員等が、法第百二十三条第一項の規定により、組合等の業務又は会計の検査を請求しようとするときは、、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一・二　（略）
三　請求日現在における組合員等の数の割合を記載した書類
（議決、選挙又は当選の取消しの請求）
第三十一条　組合員等が、法第百二十五条第一項（同条第二項及び第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、総会等における議決、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。
一～三　（略）
（解散の認可申請）
第三十二条　組合等は、法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
一～四　（略）
（解散の届出）
第三十三条　組合等は、法第六十八条第五項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第四項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散を

五項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一　法第六十八条第四項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由となった年月日及びその経過の概要を記載した書類

二・三　（略）

2　組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～四　（略）

（解散登記の完了の届出）

第三十四条　組合は、法第百六条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出）

第三十五条　清算人が法第七十五条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法（非出資組合にあっては、財産目録及び財産処分の方法）についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～四　（略）

（清算結了の届出）

第三十六条　組合は、法第百八条の規定による清算結了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（合併の認可申請）

第三十七条　組合が合併によって新たに組合を設立する場合において、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、

したとき又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一　法第六十八条第四項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由となった年月日及びその経過の概要を記載した書類

二・三　（略）

2　組合等は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～四　（略）

（解散登記の完了の届出）

第三十四条　組合等は、法第百六条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出）

第三十五条　清算人が法第七十五条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法（非出資組合にあっては、財産目録及び財産処分の方法）についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一～四　（略）

（清算結了の届出）

第三十六条　組合等は、法第百九条の規定による清算結了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

2　漁業生産組合は、法第八十五条の十の規定により、清算が結了したときは、届出書に清算事務決算報告書を添えて、知事に届け出なければならない。

（合併の認可申請）

第三十七条　組合等が合併によって新たに組合等を設立する場合において、法第六十九条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合

合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一　（略）

二　合併により設立される組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）

三　合併により設立される組合の事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）

四～六　（略）

七　合併により設立される組合の組合員数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類

八　法第六十九条第四項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）

九　（略）

十　合併により設立される組合の役員の履歴書及び法第七十条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書類

十一　法第七十条第一項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録謄本

2　組合が他の組合を吸収合併する認可を得ようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。この場合において、前項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。

3　合併により存続する組合が、法第六十九条の二第一項の規定による総会の議決を経ない合併の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。ただし、第五号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。

を含む。）の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一　（略）

二　合併により設立される組合等の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）

三　合併により設立される組合等の事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）

四～六　（略）

七　合併により設立される組合等の組合員等数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類

八　法第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）

九　（略）

十　合併により設立される組合等の役員の履歴書及び法第七十条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書類

十一　法第七十条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録謄本

2　組合等が他の組合等を吸収合併する認可を得ようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。この場合において、前項中「合併により設立される組合等」とあるのは「合併により存続する組合等」と読み替えるものとする。

3　合併により存続する組合が、法第六十九条の二第一項の規定による総会の議決を経ない合併の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。ただし、第五号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一項中「合併により設立される組合等」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。

一～四　（略）

（漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出）

第四十条　理事は、法第八十五条の二第四項の規定により、生産組合が成立したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、成立の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　登記事項証明書

二　定款（定款附属書漁業生産組合役員選挙（選任）規程等必要な規程を含む。）

三　事業計画書

四　設立経過報告書

2　生産組合は、法第八十四条の七第二項の規定により、定款変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、変更の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　変更理由書

二　変更条文の新旧対照表

三　変更後の定款

3　生産組合は、法第八十五条の五第三項の規定により、合併をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、合併の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　登記事項証明書（合併によつて設立した生産組合にあつては、登記事項証明書及び定款）

二　合併後存続し、又は合併により設立した生産組合の事業計画書

三　合併の経過報告書

4　生産組合は、法第八十五条の四第二項の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、解散の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　登記事項証明書

二　最近の財産目録及び貸借対照表

三　総会の決議によつて解散をした場合にあつては、解散を議決した総会の議事録謄本

四　破産手続開始の決定又は存続時期の満了によつて解散をした場合にあつては、当該事由となつた年月日及び経過の概要を記載した書類

五　破産手続開始の決定によつて解散をした場合にあつては、破産手続開始決定通知書等の写し

六　法第八十五条の四第一項の規定による解散をした場合にあつては、当該事由となつた年月日及び経過の概要を記載した書類

5　清算中の生産組合は、清算人が法第八十五条の十二第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、申立ての日から二週間以内に知事に届け出なければならない。

一　破産手続開始申立書、陳述書、債権者一覧表そ

一～四　（略）

の他の破産手続開始関係書類の写し 二　財産目録及び貸借対照表 三　裁判所の受領書の写し 四　破産手続開始の公告の写し	
6　生産組合は、法第八十五条の十四の規定により、清算が結了したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、結了の日から二週間以内に知事に届け出なければならない。 一　登記事項証明書 二　清算事務決算報告書	
7　生産組合は、法第八十六条の九の規定により、組織変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく届け出なければならない。 一　登記事項証明書 二　組織変更計画書 三　組織変更を議決した総会の議事録謄本	
8　生産組合は、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会終了後二週間以内に、知事に届け出なければならない。	
9　第七条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条（定款で監事を置く生産組合に限る。）、第二十八条第一項第三号、第六号及び第七号、第二十九条第一項並びに第三十五条の規定は、生産組合について準用する。	
（書類の提出） 第四十一条　農林水産事務所の所管する区域を超えない区域を地区とする組合又は生産組合が、第五条から第九条まで、第十四条、第十八条、第二十条から第二十八条まで及び第三十三条から第三十六条まで並びに第四十条に規定する書類を提出するときは、農林水産事務所の長に提出しなければならない。 2　（略）	（書類の提出） 第四十条　農林水産事務所の所管する区域を超えない区域を地区とする組合が、第五条から第九条まで、第十四条、第十八条、第二十条から第二十八条まで及び第三十三条から第三十六条までに規定する書類を提出するときは、農林水産事務所の長に提出しなければならない。 2　（略）

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第二十四号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語） 第二条　（略） 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　投下償却資産額　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号ま	（用語） 第二条　（略） 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　投下償却資産額　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号ま

で、第六号、第七号及び第八号リに掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。

二・三　（略）

四～八　（略）

（軽微な変更）

第六条　条例第四条第四項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　（略）

二　操業開始の日（別表第二第一号の項下欄第二号、第二号の項下欄第二号、第三号の項下欄第二号、第四号の項下欄第二号、第五号の項下欄第二号又は第六号の項下欄第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準を満たすものとして条例第四条第一項の認定を受けた計画を実施する企業にあっては、条例第四条第四項に規定する変更の認定を受けた立地計画のうち、最後の変更の認定を受けたものについて、事業の操業を開始する日をいう。以下同じ。）の三月を超える変更

三　（略）

四　投下償却資産額の二十パーセントを超える変更であって、その変更後の投下償却資産額が別表第二に定める認定の基準の範囲内であり、かつ、別表第三に定める交付の額を変動させるもの

五　（略）

別表第一（第四条関係）

分　野	業　種
一　クリーンエネルギー関連分野	（略）
二　次世代自動車関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、輸送用機械の電動化、自動運転走行、インターネットを介した外部との接続機能等に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
三　（略）	（略）

で、第六号及び第七号に掲げる資産の取得に要する費用の総額をいう。

二・三　（略）

四　県内常用雇用者　常用雇用者のうち、次の要件を全て満たした者をいう。

イ　本人、配偶者又は二親等内の尊属が当該採用の日の一年前に県内に住所を有している者

ロ　当該立地計画に係る事業所において勤務を開始した日以後引き続き県内に住所を有する者

五～九　（略）

（軽微な変更）

第六条　条例第四条第四項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　（略）

二　操業開始の日（別表第二第一号の項下欄第二号、第二号の項下欄第二号、第三号の項下欄第二号、第四号の項下欄第二号又は第五号の項下欄第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準を満たすものとして条例第四条第一項の認定を受けた計画を実施する企業（以下「マイレージ適用企業」という。）にあっては、条例第四条第四項に規定する変更の認定を受けた立地計画のうち、最後の変更の認定を受けたものについて、事業の操業を開始する日をいう。以下同じ。）の一月を超える変更

三　（略）

四　投下償却資産額の二十パーセントを超える変更であって、その変更後の投下償却資産額が別表第二に定める認定の基準の範囲内であるもの

五　マイレージ適用企業にあっては、立地計画について、認定を受けたもの以外に立地計画の認定を受けようとするとき。

六　（略）

別表第一（第四条関係）

分　野	業　種
一　クリーンエネルギー関連分野	（略）
二　（略）	（略）

四　食品関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、食品に関連する製品、部材等の製造を行うものであって、高付加価値な製品の製造を行うもの、製造方法に先進性が認められるもの又は三重県産品の魅力の向上若しくは情報発信につながるものその他これらに類するもの
五　航空宇宙関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、航空宇宙に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
六・七　（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

事業の種類	認定の基準
一　別表第一第一号の項から第六号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　当該立地計画の期間が、条例第四条第一項の規定により立地計画の認定を受けた日（以下「計画認定の日」という。）から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。

三　食品関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、食品に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
四・五　（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

事業の種類	認定の基準
一　別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　当該立地計画の期間が、条例第四条第一項の規定により立地計画の認定を受けた日（以下「計画認定の日」という。）から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　次に掲げる基準を全て満たすこと。

	イ　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。		イ　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
二　産業分類における製造業に属するもののうち、マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザー工場への転換を行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者	二　別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業（マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザー工場への転換を行うものに限る。）	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。

	の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。		ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。	
三　産業分類における製造業に属するもののうち、スマート工場の設置又は既に立地された施設等のスマート工場への転換を行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ホ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）			

	を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。			
四　第四条第二号若しくは第三号に掲げる事業又は産業分類における製造業に属するもののうち研究開発施設の設置を行う事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、	三　第四条第二号若しくは第三号に掲げる事業又は研究開発施設の設置を行う事業（別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は同条第五号に掲げる事業に限る。）	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二千万円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三百万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては千万円以上であるこ

	大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。		と。 ロ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ハ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
五　産業分類における製造業に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ホ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ヘ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者	四　別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ロ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。 ハ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。 ニ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ホ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ヘ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。

	の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。 ロ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ハ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ニ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 三　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う事業所を設置する事業であること。 ロ　操業開始の日において、事業所の延床面積が十五平方メートル以上であること。 ハ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が一人以上であること。 ニ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。		ロ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。 ハ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 ニ　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること 三　次に掲げる基準を全て満たすこと。 イ　計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う事業所を設置する事業であること。 ロ　事業開始の日において、事業所の延床面積が十五平方メートル以上であること。 ハ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が一人以上であること。 ニ　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。
六　産業分類における製造業に属する事業（伊勢市、玉城町及び度会町に立地を行う場合を除く。）又は第四条第五号に掲げる事業	一　県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　操業開始の日において、立地に係る投	五　別表第一第一号の項から第四号の項までに掲げる分野に応じた業種に属する事業（伊勢市、玉城町及び度会町に立地を行う場合を除く。）又は第四条第五号	一　県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ　次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　操業開始の日において、立地に係る投

		下償却資産額が三千万円以上であること。 （２）　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。 （３）　操業開始の日から三年を経過する日までの間、（２）に掲げる要件を満たしていること。 （４）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （５）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から三を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が三千万円以上であること。 （２）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （３）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合に	に掲げる事業	下償却資産額が三千万円以上であること。 （２）　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。 （３）　操業開始の日から三年を経過する日までの間、（２）に掲げる要件を満たしていること。 （４）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （５）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ　次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三百万円以上であること。 （２）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （３）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 二　県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合に

	あっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 （２）　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。 （３）　操業開始の日から三年を経過する日までの間、（２）に掲げる要件を満たしていること。 （４）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （５）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から三を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が一億円以上であること。 （２）　当該立地計画の期		あっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 イ　次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 （２）　操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。 （３）　操業開始の日から三年を経過する日までの間、（２）に掲げる要件を満たしていること。 （４）　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （５）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ロ　次に掲げる基準を全て満たすこと。 （１）　事業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が千万円以上であること。 （２）　当該立地計画の期

	間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （３）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
七　別表第一第七号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　雇用、経済波及等が県の経済に特に貢献するものとして知事が認めるものであること。 二　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 三　サービス産業用地等に立地を行うものであること。
八　（略）	（略）

備考

一　「新規立地企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に有していない企業をいう。

二　（略）

三　（略）

四　「スマート工場」とは、施設内の生産に関する主要な設備をネットワーク環境に繋げることで生産活動に係る情報を収集及び蓄積し、高度な情報解析技術等を用いて蓄積された情報の分析、制御等を行うことにより生産性の向上、高付加価値化等を図る工場その他これに類する施設をいう。

五・六　（略）

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一　成長産業立地補助金	一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに

	間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 （３）　公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
六　別表第一第五号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	立地計画について次に掲げる基準を全て満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。 一　雇用、経済波及等が県の経済に特に貢献するものとして知事が認めるものであること。 二　当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。 三　サービス産業用地等に立地を行うものであること。
七　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　「事業開始の日」とは、マイレージ適用企業において、最初の立地計画の認定に係る事業の操業を開始する日をいう。

三　（略）

四・五　（略）

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一　成長産業立地補助金	一　次に掲げる要件を全て満たすこと。	認定企業（計画認定時において県内操業企業でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認め

イ　別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（最初の操業開始の日から三年を経過する日又は当該立地計画の期間終了時点のいずれか早い時期（以下「増加常用雇用者数確認時期」という。）において、立地計画の対象である事業所（以下「対象事業所」という。）における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から五を減じた数

イ　別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	る場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十（別表第一第四号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業にあっては、百分の十二）を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
二　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業にあっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に百分の十（別表第一第四号の項に掲げる分野に応じた業種に属する事業にあっては、百分の十二）を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。

		ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円			ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、五人）以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
		三　計画認定時において	認定企業の立地に要する経費に対して交付す			三　次に掲げる要件を全	認定企業（計画認定時において県内操業企業

		県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から	るものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。			て満たすこと。 イ　別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日か	である企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。	

		ら三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。			ら三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
	二　マザー工場型拠点立地補助金	一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。		二　マザー工場型拠点立地補助金	一　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業（計画認定時において県内操業企業でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
		二　計画認定時において県内操業企業であり、次	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年			二　次に掲げる要件を全て満たすこと。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事

		に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人以上であること。	（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から五を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円				が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業にあっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。 イ　別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあ	

		ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。				ってては、五人）以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
		三　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。			三　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地	認定企業（計画認定時において県内操業企業である企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。

	企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 へ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。			企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 へ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
三　スマート工	一　計画認定時において新規立地企	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、			

	場立地補助金	業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第三号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。						
		二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得						

		にあっては、五年）以内に操業を開始すること。	た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円							
		三　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成し	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。							

	ない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。					
四　研究開	一　計画認定時において	認定企業の立地に要する経費に対して交付す	三　研究開	一　次に掲げる要件を全	認定企業（計画認定時において県内操業企業	

発施設等立地補助金	新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	るものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。		発施設等立地補助金	て満たすこと。 イ　別表第二第三号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号			二　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業にあっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円と

		企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ニ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円			企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。 ニ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	する。

		三　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けてい	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上のときは、三十億円とする。			三　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けてい	認定企業（計画認定時において県内操業企業である企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上のときは、三十億円とする。

	ること。	
五　外資系企業アジア拠点立地補助金	一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から五

	ること。	
四　外資系企業アジア拠点立地補助金	一　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業（計画認定時において県内操業企業でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業にあっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に取得した投下償却資産額に百分の二十を乗じて得

を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 へ　立地計画について、平成三十六年三月三十	を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円
を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が十人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、五人）以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 へ　立地計画について、平成三十二年三月三十	た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。

一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
三　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。

一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
三　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に	認定企業（計画認定時において県内操業企業である企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。

伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
四　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第三号に掲げる基準を満たしていること。 ロ　本県への本店の登記又は事業所の設置の公表を行うこと。 ハ　立地計画について、平成三十六年三月三十一	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、一年当たりの事業所建物の家屋賃料に百分の五十を乗じて得た額とする。ただし、交付対象の家屋賃料は操業開始の日の属する月の翌月（操業開始の日が月の初日の場合には、当月）の初日から三年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が五百万円を超えるときは、五百万円とする。

伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
四　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第四号の項下欄第三号に掲げる基準を満たしていること。 ロ　本県への本店の登記又は事業所の設置の公表を行うこと。 ハ　立地計画について、平成三十二年三月三十一	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、一年当たりの事業所建物の家屋賃料に百分の五十を乗じて得た額とする。ただし、交付対象の家屋賃料は操業開始の日の属する月の翌月（操業開始の日が月の初日の場合には、当月）の初日から三年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が五百万円を超えるときは、五百万円とする。

	日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
六　地域資源活用型産業等立地補助金	一　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第六号の項下欄第一号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第六号の項下欄第一号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十五を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所に

	日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
五　地域資源活用型産業等立地補助金	一　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第一号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業（計画認定時において県内操業企業でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
	二　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第一号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業に

		定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が三人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たし	おける常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円			定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、三人）以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たし	あっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。

ていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
三　計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第六号の項下欄第二号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
四　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第六号の項下欄	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額（知事が特に

ていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
三　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第二号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業（計画認定時において県内操業企業でない企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。
四　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、立地計画の期間（知事が特に認める場合にあっては、当該認める期間）内において取得した投下償却資産額（県内操業企業にあっては、計画認定の日から

		第二号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が三人以上であること。 ホ　操業開始の日か	定める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十五を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所における常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該額に当該操業に伴って増加した常用雇用者の数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額を合算した額）とする。ただし、交付する額が五億円を超えるときは、五億円とする。 一　増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者　五十万円 二　増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者　三十万円			第二号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人（計画認定の日において県内操業企業である場合にあっては、三人）以上であること。 ホ　操業開始の日か	六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に取得した投下償却資産額、県内操業企業でない企業にあっては、計画認定の日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に限る。）に取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。	

ら三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
五　計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第六号の項下欄第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。

ら三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
五　次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ　別表第二第五号の項下欄第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ　計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に	認定企業（計画認定時において県内操業企業である企業に限る。）の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）のときは、三十億円とする。

	操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
七　サービス産業立地補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一　別表第二第七号の項下欄	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）か

	操業を開始すること。 ハ　操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。 ニ　操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。 ホ　操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
六　サービス産業立地補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一　別表第二第六号の項下欄	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）か

	に掲げる基準を全て満たしていること。 二・三　（略） 四　立地計画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	ら操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし当該乗じて得た額が一億円を超えるときは、一億円とする。
八　本社機能移転促進補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一　別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 二　本県への本店の登記又は本社機能の移転の公表を行うこと。 三　移転完了の日から三年を経過する日までの間、別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四　立地計	認定企業の本社機能の移転に要する経費に対して交付するものとし、その額は、次に掲げる額を合計した額とする。ただし、第一号に掲げる額が五千万円を超えるときは、第一号に掲げる額は五千万円とし、第二号及び第三号に掲げる額を合計した額が五千万円を超えるときは、第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額は合わせて五千万円とする。 一　計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から移転の完了の日までに移転に伴って増加する常用雇用者（本社機能部門において従事する者に限る。）一人につき二百万円 二　地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業

	に掲げる基準を全て満たしていること。 二・三　（略） 四　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
七　本社機能移転促進補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一　別表第二第七号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 二　本県への本店の登記又は本社機能の移転の公表を行うこと。 三　移転完了の日から三年を経過する日までの間、別表第二第七号下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四　立地計	認定企業の本社機能の移転に要する経費に対して交付するものとし、その額は、次に掲げる額を合計した額とする。ただし、第一号に掲げる額が五千万円を超えるときは、第一号に掲げる額は五千万円とし、第二号及び第三号に掲げる額を合計した額が五千万円を超えるときは、第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額は合わせて五千万円とする。 一　計画認定の日（知事が特に認める場合にあっては、当該認める日）から移転の完了の日までに移転に伴って増加する常用雇用者（本社機能部門において従事する者に限る。）一人につき二百万円 二　地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業

	画について、平成三十六年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する事業税の額から、同号に規定する事業税の額に次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率を乗じて得た事業税の額を控除して得た額 イ　初年度（当該特別償却設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得に対する事業税に係る年度をいう。以下この号において同じ。）　三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この項において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率 ロ　第二年度（初年度の翌年度をいう。以下この号において同		画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する事業税の額から、同号に規定する事業税の額に次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率を乗じて得た事業税の額を控除して得た額 イ　初年度（当該特別償却設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得に対する事業税に係る年度をいう。以下この号において同じ。）　三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この項において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率 ロ　第二年度（初年度の翌年度をいう。以下この号において同

		じ。）　県税条例第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率 に四分の三を乗じて得た率 ハ　第三年度（第二年度の翌年度をいう。）　県税条例第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率 三　地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第二号に規定する不動産取得税の額

備考

一　「新規立地企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に有していない企業をいう。

二　「県内操業企業」とは、産業分類における事業所の定義のうち、工場及び製作所を県内に一以上有する企業をいう。

三・四　（略）

別表第四（第十三条関係）

補助金の名称	補助の要件	補助金の額
地域産業振興	（一）　東紀州地域において市町	補助対象事業費に十分の九を乗

		じ。）　県税条例第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率 ハ　第三年度（第二年度の翌年度をいう。）　県税条例第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率 三　地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第二号に規定する不動産取得税の額から、同号に規定する不動産取得税の額に県税条例第六十一条に規定する税率の十分の一の税率を乗じて得た不動産取得税の額を控除して得た額

備考

一・二　（略）

別表第四（第十三条関係）

補助金の名称	補助の要件	補助金の額
地域産業振興	（一）　東紀州地域において市町	補助対象事業費に十分の九を乗

基盤整備事業補助金	その他知事が別に定める法人が行う産業用地整備事業であること。	じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。
	（二）　県南部地域（東紀州地域を除く。）において市町その他知事が別に定める法人が行う産業用地整備事業であること。	補助対象事業費に三分の二を乗じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。

基盤整備事業補助金	その他知事が別に定める団体が行う産業用地整備事業であること。	じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。
	（二）　県南部地域（東紀州地域を除く。）において市町その他知事が別に定める団体が行う産業用地整備事業であること。	補助対象事業費に三分の二を乗じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。

第一号様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

立地計画認定申請書

三重県知事　宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び　　印
法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第４条第１項の規定により、立地計画について認定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

担当者連絡先	氏名	
	所属名	
	電話／電子メール	

（規格Ａ４版）

別紙

立　地　計　画

（氏名又は名称）

1　企業の概要

(1)　企業の名称等

氏名又は名称		代表者名	
住所又は所在地		設立年月日	年　月　日
資本金	円	外資比率	%
従業員数	人		

注　次に掲げる書類を添付してください。

（ア）　法人にあっては、その定款及び登記事項証明書

（イ）　県を当事者又は立会人とする立地に関する協定書等の写し

（ウ）　企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料

（エ）　外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2)　主要な事業所の概要

名称	所在地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目等
		年　月		
		年　月		
		年　月		
計		－		－

注　マザー工場の立地を行おうとする者にあっては、支援及び指導を行う工場についても記載してください。

(3)　過去３年間の収支状況

（単位　百万円）

区分	年度	年度	年度	備考
売上げ				
当期利益				

注　過去３年間の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4)　直近の年度における三重県への納税額

（単位　千円）

法人事業税	法人県民税	不動産取得税	合計

注　三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2　立地に係る事業の概要

事業所の名称	
業種	
事業内容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注

1　「事業内容」の欄については、製造業及び地域資源を活用した企業の立地を行おうとする者にあっては立地計画終了時点における生産品目の数量及び生産額の見込み、マザー工場の立地を行おうとする者にあっては支援及び指導を行う他工場について、スマート工場の立地を行おうとする者にあっては情報の分析又は活用方法及び生産性向上等の見込みについて、研究開発施設の立地を行おうとする者にあっては研究開発の内容の詳細を記載してください。また、本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転する本社機能の詳細について記載してください。

2　「立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境」の欄については、サービス産業の立地を行おうとする者にあっては本県経済に与える効果についての詳細を記載してください。

3　立地の場所等及び時期

(1)　立地の場所等

所在地	
事業所用地の面積	㎡
法令による土地利用の規制の状況	

(2)　立地の時期

区分	実施時期			
建設工事	着工	年　月　日	竣工（しゅん）	年　月　日
賃貸借契約	契約の締結	年　月　日		
機械設備等	設置	年　月　日		
操業開始	年　月　日		移転完了	年　月　日

注　「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。

4　立地に係る用地及び建物の取得等に関する事項

(1)　用地取得又は賃借

所在地	面積	契約年月日	所有権移転等登記年月日	備考
	㎡	年　月　日	年　月　日	
	㎡	年　月　日	年　月　日	
計	㎡	－	－	

(2)　土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の	許可その他処分の

			年月日	見込み
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	

(3)　建物等の面積

（単位　㎡）

区　　分	事　業　所　全　体		備　　考
	建　築　面　積	延　床　面　積	
建物及び附属設備			
そ　の　他			
合　　計			

注　建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5　立地に伴う設備投資及び雇用に関する事項

(1)　マイレージ適用以外

（ア）投資計画

（単位　千円）

区　分	計　　画					備　考
	操業時まで（．～．）	操業後１年（．～．）	操業後２年（．～．）	操業後３年（．～．）	合　計	
用　　地						
建物及び附属設備						
機械設備等						
家　　賃						
そ　の　他						
合　　計						
補助金交付申請予定	補助金の種類					
	交付申請予定額					

注

1　「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

2　本社機能の移転を行おうとする者は、移転完了時まで及び移転完了後 3 年までの計画を記載してください。

（イ）　事業従事者等の数

（単位　人）

区　　分	計　画				
	認定申請時（．）	操業開始時（移転完了時）（．）	操業開始後（移転完了後）１年（．）	操業開始後（移転完了後）２年（．）	操業開始後（移転完了後）３年（．）
事業従事者	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
常用雇用者	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他の事業従事者					

注

1　「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載して

ください。

2　本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転完了時まで及び移転完了後３年までの計画を記載してください。また、（　　）内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。

(2)　マイレージ適用

（ア）投資計画

（単位　千円）

区　分	計　画						合　計
	認定後 １年 （・）	認定後 ２年 （・）	認定後 ３年 （・）	認定後 ４年 （・）	認定後 ５年 （・）	認定後 ６年 （・）	
用　地							
建物及び附属設備							
機械設備等							
その他							
合　計							

注　「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

（イ）　事業従事者等の数

（単位　人）

区　分	計　画						
	認　定 申請時 （・）	認定後 １年 （・）	認定後 ２年 （・）	認定後 ３年 （・）	認定後 ４年 （・）	認定後 ５年 （・）	認定後 ６年 （・）
事業従事者							
常用雇用者	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
45歳未満の者							
45歳以上の者							
その他の事業従事者							

注

1　「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。

2　（　）内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。

（ウ）補助金の交付申請予定

補助金の種類	

項目		計画値①	補助率②	計（①×②）
投資額		千円	%	千円
事業従事者増加数	うち45歳未満	人	500千円	千円
	うち45歳以上	人	300千円	千円
		交付申請予定額		千円

注　「事業従事者増加数」の欄については、成長産業立地補助金、マザー工場型拠点立地補助金及び外資系企業アジア拠点立地補助金の場合は５人を、地域資源活用型産業等立地補助金の場合は３人を除いた人数を記載してください。

（エ）勤務条件等に関する項目

項　目	認定申請時点
平均総実労働時間	
平均所定外労働時間	
平均現金給与総額	
離職率	

注

1　認定申請時を終期とした１年間を対象として算出し、その数値の算出方法がわかる資料を添付してください。

2　平均総実労働時間とは、従業員一人当たりの所定内労働時間と所定外労働時間を合計したものをいいます。

3　平均所定外労働時間とは、従業員一人当たりの早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数を合計したものをいいます。

4　平均現金給与総額とは、きまって支給する給与と特別に支払われた給与との合計額であり、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額をいいます。

5　離職率とは、一定の期間における始期の従業員数のうち、離職した従業員数の割合をいいます。ただし、離職した従業員数には定年による退職者は含みません。

（オ）　県内障害者雇用率

（単位　%）

区　分	計　画					
	認定申請時 （　.　）	認定後１年 （　.　）	認定後２年 （　.　）	認定後３年 （　.　）	認定後４年 （　.　）	認定後５年 （　.　）
県内障害者雇用率						

6　立地に必要な資金の額及び調達方法

（単位　千円）

区　分	投資額	調　達　方　法					備考
		自己資金	補助金、奨励金等	借入金		その他の資金	
				銀行	その他		
用　地							
建物及び附属設備							
機械設備等							
家　賃							
そ　の　他							
計							

注　資金調達の方法が借入金による場合であって、担保権を設定するときは、備考欄にその担保権の種類を記載してください。

7　立地に係る環境の保全に関する事項

(1)　環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵（じん）及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む。）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2)　環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第３号様式（第10条関係）

年　　月　　日

地　位　承　継　届　出　書

三重県知事　宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び　　印
法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第６条第２項の規定により、認定企業の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

事業所	名称	
	所在地	
認定の年月日及び番号		年　月　日　第　号
承継の年月日		年　月　日
被承継企業	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
承継の理由		

注　次に掲げる書類を添付してください。ただし、添付できない場合は、届出後速やかに提出してください。
（１）承継企業及び被承継企業の登記事項証明書
（２）その他参考となる資料

担当者連絡先	氏名	
	所属名	
	電話／電子メール	

（規格Ａ４版）

第４号様式（第11条関係）

年　　月　　日

事業実施状況報告書

三重県知事　宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び　　印
法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第９条の規定により、　　年　　月　　日付け　　第　　号で認定通知のあった認定計画の実施状況（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）について、次のとおり報告します。

1　企業の概要（　　年　　月　　日現在）

(1)　企業の名称等

住所又は所在地			
氏名又は名称		代表者名	
資本金	円	外資比率	%
従業員数	人		

注　1　法人にあっては、その登記事項証明書を添付してください。
　　2　次に掲げる書類について、提出済みの内容から変更のあった年度においては、最新のものを添付してください。
　　（ア）　定款及び役員一覧表
　　（イ）　企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料
　　（ウ）　外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2)　主要な事業所の概要（　　年　　月　　日現在）

名称	所在地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目
		年　月	人	
		年　月	人	
		年　月	人	
計	－	－	人	－

(3)　収支状況（直近の決算状況）

（単位　百万円）

区分	額及び率	備考
売上げ		
当期利益		

注　当該年度の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4)　直近の年度における三重県への納税額

（単位　千円）

法人事業税	法人県民税	不動産取得税	合計

注　三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2　立地に係る事業の概要

事業所の名称	
業種	
事業内容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注　事業内容等を証明する資料を添付してください。

3　立地の場所等及び時期

(1)　立地の場所等

所在地	
事業所用地の面積	㎡
法令による土地利用の規制の状況	

(2)　立地の時期

区分	実施時期			
建設工事	着工	年　月　日	竣工	年　月　日
賃貸借契約の締結	年　月　日		機械設備等設置	年　月　日
移転完了	年　月　日			
操業開始	1回目	年　月　日	2回目	年　月　日

注

1　「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。

2　「操業開始」の欄については、3回目以降が発生する場合は欄を追加して記載してください。

4　立地に係る用地及び建物に関する事項

(1)　用地取得又は賃借

所在地	面積	契約年月日	所有権移転等登記年月日	備考
	㎡	年　月　日	年　月　日	
	㎡	年　月　日	年　月　日	
計	㎡	－	－	

(2)　土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の年月日	許可その他処分の見込み
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	

(3)　建物等の面積

区分	事業所全体		備考
	建築面積	延床面積	
建物及び附属設備	㎡	㎡	
その他	㎡	㎡	
合計	㎡	㎡	

注　建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5　立地に伴う設備投資及び雇用に関する項目

(1)　マイレージ適用以外

（ア）投資計画及び実績

（単位　千円）

区　　分	計画及び実績					備　考
	操業開始時まで（　～　）（実績）	操業後1年度（　～　）（計画・実績）	操業後2年度（　～　）（計画・実績）	操業後3年度（　～　）（計画・実績）	合　計	
用　　地						
建物及び附属設備						
機械設備等						
家　　賃						
そ　の　他						
合　　計						
※補助対象経費						

注

1　「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

2　「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。

3　補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

（イ）　事業従事者等の数

（単位　人）

区　　分	計画及び実績					備　考
	認定申請時（　.　）	操業開始時（移転完了時）（　.　）（実績）	操業開始後（移転完了後）1年（　.　）（計画・実績）	操業開始後（移転完了後）2年（　.　）（計画・実績）	操業開始後（移転完了後）3年（　.　）（計画・実績）	
事業従事者	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
常用雇用者	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
その他の事業従事者						

注

1　「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載してください。

2　本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。また、（　　）内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。

(2)　マイレージ適用

（ア）投資計画及び実績

（単位　千円）

区　分	計　　画							合　計
	操業開始時まで（認定後	操業開始後1年（認定後	操業開始後2年（認定後	操業開始後3年（認定後	操業開始後4年（認定後	操業開始後5年（認定後	操業開始後6年（認定後	

	年 月) (・) (実績)	年 月) (・) (計画・実績)	年 月) (・) (計画・実績)	年 月) (・) (計画・実績)	年 月) (・) (計画・実績)	年 月) (・) (計画・実績)	年 月) (・) (計画・実績)	
用　　地								
建物及び附属設備								
機械設備等								
そ　の　他								
合　　計								
※補助対象経費								

注

1　「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の項については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

2　「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。

3　補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

（イ）事業従事者等の数

（単位　人）

区　分	計　　画							
	認定申請時 (・)	操業開始時 (認定後年月) (・) (実績)	操業開始後1年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後2年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後3年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後4年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後5年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後6年 (認定後年 月) (・) (計画・実績)
事業従事者								
常用雇用者	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
45歳未満の者								
45歳以上の者								
その他の事業従事者								

注

1　「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。

2　(　) 内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。

（ウ）勤務条件等の改善に関する項目

項　目	認定申請時 (・)	操業開始後1年 (認定後　年　月) (・)(実績)	操業開始後2年 (認定後　年　月) (・)(計画・実績)	操業開始後3年 (認定後　年　月) (・)(計画・実績)
平均総実労働時間				
平均所定外労働時間				
平均現金給与総額				
離職率				

注）

1　各時点を終期とした１年間を対象として算出し、その数値の算出方法がわかる資料を添付してください。
2　平均総実労働時間とは、従業員一人当たりの所定内労働時間と所定外労働時間を合計したものをいいます。
3　平均所定外労働時間とは、従業員一人当たりの早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数を合計したものをいいます。
4　平均現金給与総額とは、きまって支給する給与と特別に支払われた給与との合計額であり、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額をいいます。
5　離職率とは、一定の期間における始期の従業員数のうち、離職した従業員数の割合をいいます。ただし、離職した従業員数には定年による退職者は含みません。

（エ）　県内障害者雇用率

（単位　%）

区　分	計画及び実績					
	認定申請時 （　.　）	認定後１年 （　.　） （計画･実績）	認定後２年 （　.　） （計画･実績）	認定後３年 （　.　） （計画･実績）	認定後４年 （　.　） （計画･実績）	認定後５年 （　.　） （計画･実績）
県内障害者雇用率						

6　立地に係る環境の保全に関する取組

(1)　環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係（粉塵（じん）及び悪臭関係）	
水質関係（土壌汚染関係を含む。）	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2)　環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の第六条の規定は、この規則の施行の日前に認定を受けた三重県企業立地促進条例（平成十五年三重県条例第一号）第四条第一項の規定による立地計画についても適用する。

（経過措置）

3　この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定（改正後の第六条を除く。）は、この規則の施行の日以後に認定を受けた三重県企業立地促進条例第四条第一項の規定による立地計画について適用し、同日前に認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三　重　県　知　事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県規則第二十五号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和四十七年三重県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（閲覧手続） 第七条　閲覧書類の閲覧をしようとする者は、備付けの閲覧簿にその者の住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。	（閲覧手続） 第七条　閲覧書類の閲覧をしようとする者は、備付けの閲覧簿に住所、氏名、年令その他必要な事項を記入しなければならない。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三　重　県　知　事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県規則第二十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（書類の経由） 第三条　法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機	（書類の経由） 第三条　法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機

関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。

（確認申請書等に添付する書類）

第四条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、当該確認申請書等に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の表の（い）欄に掲げるものであるときは、当該建築物等の区分に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる図書を添えなければならない。

（い）建築物等の区分	（ろ）	
	図書の種類	明示すべき事項
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（工事の取りやめ）

第六条　建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第三号様式）により建築主事に届け出なければならない。

2　指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知つたときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。

（建築設備等の定期報告）

第九条の二　省令第六条第一項の規定により定める報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一　政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機　前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかつた場合は、その期

関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。

（確認申請書等に添付する書類）

第四条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、当該確認申請書等に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の表の（い）欄に掲げるものであるときは、当該建築物等の区分に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる図書を添えなければならない。

（い）建築物等の区分	（ろ）	
	図書の種類	明示すべき事項
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（工事の取りやめ）

第六条　建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第三号様式）により建築主事に届け出なければならない。

2　指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知つたときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。

（建築設備等の定期報告）

第九条の二　省令第六条第一項の規定により定める報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一　政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機　前回の報告をした日（前回の報告が報告すべき期日までに行われなかつた場合は、その期

目）の属する月に応当する月の末日（当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第七条第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあつては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに応当する月の末日）まで

二　（略）

2　（略）

（許可申請に係る添付書類）

第十五条　次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（い）　許可の区分	（ろ）　添付する書類
法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可	（略）
法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七条第三項第二号若しくは第九項第二号、法	（略）

目）の属する月に応当する月の末日（当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（検査済証の交付を受けない場合にあつては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに応当する月の末日）まで

二　（略）

2　（略）

（許可申請に係る添付書類）

第十五条　次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（い）　許可の区分	（ろ）　添付する書類
法第四十三条第二項第二号、法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定による許可	（略）
法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第六十条の三第一項第三号、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、	（略）

第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可	
（略）	（略）
法第五十三条第四項若しくは第五項又は法第六十八条第二項第二号の規定による許可	（略）
（略）	（略）

2　（略）

（全体計画認定の申請書に添付する書類）

第十六条の二　法第八十六条の八第一項又は法第八十七条の二第一項の規定による全体計画認定の申請書の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、第四条第一項各号に掲げる書類を全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成し、添えなければならない。

2　知事は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3　都市計画区域内において、建築しようとする建築物に係る省令第十条の二十三第一項の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺二千五百分の一又は三千分の一の図面としなければならない。

別表第一（第二条関係）

区分	（い）建築主事が行う事務	（ろ）所管区域	（は）建築主事の所属
一	（一）法第六条第一項各号に掲げる建築物（四以上の階数を有し、又は延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。）に係る同項の規定による確認（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第	（略）	（略）

法第六十八条第一項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可	
（略）	（略）
法第五十三条第四項又は法第六十八条第二項第二号の規定による許可	（略）
（略）	（略）

2　（略）

（全体計画認定の申請書に添付する書類）

第十六条の二　法第八十六条の八第一項の規定による全体計画認定の申請書の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、第四条第一項各号に掲げる書類を全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成し、添えなければならない。

2　都市計画区域内において、建築しようとする建築物に係る省令第十条の二十三第一項の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺二千五百分の一又は三千分の一の図面としなければならない。

3　その他知事が必要と認める図書及び書類

別表第一（第二条関係）

区分	（い）建築主事が行う事務	（ろ）所管区域	（は）建築主事の所属
一	（一）法第六条第一項各号に掲げる建築物（四以上の階数を有し、又は延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。）に係る同項の規定による確認（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第	（略）	（略）

	八十七条の四において準用する場合を含む。） (二)・(三)　（略）		
二	(一)　法第六条第一項各号に掲げる建築物、法第八十七条の四に規定する建築設備及び法第八十八条に規定する工作物に係る法第六条第一項の規定による確認（法第八十七条の四又は法第八十八条において準用する場合を含み、前項に掲げる事務を除く。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第八十七条の四又は法第八十八条において準用する場合を含み、前項第一号及び第二号に掲げる事務を除く。） (二)　法第七条第一項、法第七条の三第二項並びに法第十八条第十七項及び第二十項（これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による検査 (三)　（略）	（略）	（略）

	八十七条の二において準用する場合を含む。） (二)・(三)　（略）		
二	(一)　法第六条第一項各号に掲げる建築物、法第八十七条の二に規定する建築設備及び法第八十八条に規定する工作物に係る法第六条第一項の規定による確認（法第八十七条の二又は法第八十八条において準用する場合を含み、前項に掲げる事務を除く。）又は法第十八条第二項の規定による通知（法第八十七条の二又は法第八十八条において準用する場合を含み、前項第一号及び第二号に掲げる事務を除く。） (二)　法第七条第一項、法第七条の三第二項並びに法第十八条十七項及び第二十項（これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による検査 (三)　（略）	（略）	（略）

第五号様式の二中「平成」を削る。

附　則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第五号様式の二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をこゝに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第二十七号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第二条、第十四条関係）	別表（第二条、第十四条関係）

改正後

区分	名称	位置	構造	規格	建設年度	戸数	家賃（月額）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一	末広ペンスト	松阪市	耐火高層	三LDK	平成一一	二	八三、〇〇〇

改正前

区分	名称	位置	構造	規格	建設年度	戸数	家賃（月額）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一	末広ペンスト	松阪市	耐火高層	三LDK	平成一一	三	八三、〇〇〇

第一号様式中「平成」を削る。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事　鈴木英敬

三重県規則第二十八号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

「

別表第二〇号の項中

昭和四十四（昭和六〇改良分）	二
昭和四十七	六
昭和四十七	六
昭和五〇	四

を

」

「

昭和四十四（昭和六〇改良分）	二
昭和五〇	二

に改め、

」

「

別表第三八号の項中

三LDK	平成一一年	五

を

」

「

三LDK	平成一一年	六

に改める。

」

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三　重　県　知　事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県規則第二十九号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六号様式（その一）から（その十）までの様式中「桑名信用金庫」を「桑名三重信用金庫」に改める。

附　則

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の三重県会計規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三　重　県　知　事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県規則第三十号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第二条　（略） 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　コンビニ収納　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第二十六号。以下「令」という。）第百五十八条第一項及び第百五十八条の二第一項の規定に基づく委託を受けた者がコンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五八九―コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）に属する事業所をいう。）からの収納を取りまとめるサービスをいう。 （取扱事務の範囲） 第四条　（略） 2　（略） 3　収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行及び株式会社ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金並びに三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限り取り扱う。	（定義） 第二条　（略） 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　コンビニ収納　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第二十六号。以下「令」という。）第百五十八条第一項及び第百五十八条の二第一項の規定に基づく委託を受けた者がコンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五七九―コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）に属する事業所をいう。）からの収納を取りまとめるサービスをいう。 （取扱事務の範囲） 第四条　（略） 2　（略） 3　収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金並びに三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限り取り扱う。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項第九号の改正規定は公布の日から施行する。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県公安委員会委員長　岡　本　直　之

三重県公安委員会規則第三号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一～二八	（略）	（略）
二九	一般国道三〇六号	三重県鈴鹿市長澤町字北間倉一二六五番から三重県いなべ市藤原町山口字下孫月三九六七番まで
三〇～六〇	（略）	（略）
六一	県道鈴鹿環状線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一六九番七から三重県鈴鹿市平野町字花林一四一二番三まで
六二～一二五	（略）	（略）
一二六	市道追分石原線	三重県四日市市大字塩浜字八幡一一七番一から三重県四日市市石原町一番二まで
一二七～一五一	（略）	（略）
一五二	市道花川六名線	三重県四日市市六名町字中山五七七番七から三重県四日市市和無田町荒野九二八番一まで
一五三	市道末広新正線	三重県四日市市末広町六番四から三重県四日市市曙町一七九番まで
一五四		

改正前

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一～二八	（略）	（略）
二九	一般国道三〇六号	三重県四日市市水沢町字青木川四〇六二番四から三重県いなべ市藤原町山口字下孫月三九六七番まで
三〇～六〇	（略）	（略）
六一	県道鈴鹿環状線	三重県鈴鹿市神戸三丁目一六九番七から三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目三二一六番一地先まで
六二～一二五	（略）	（略）
一二六	市道追分石原線	三重県四日市市浜旭町五番地先から三重県四日市市石原町一番二地先まで
一二七～一五一	（略）	（略）
一五二		

一八七～一八八	（略）	（略）
一八八～二二五	（略）	（略）

一八九～一九〇	市道平野四一号線	三重県鈴鹿市平野町字花林五一一番一から三重県鈴鹿市平野町字石丸七七一八番一一まで
一九一	市道国府一五八号線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七六七八番一から三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五八番一四まで
一九二	市道国府二一七号線	三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五八番一四から三重県鈴鹿市国府町字石丸七六五一番一二まで
一九三～二三〇	（略）	（略）

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告　　示

三重県告示第 194 号

三重県生産動態統計調査規則（平成 21 年三重県規則第 17 号）第 3 条の鉱工業製品を次のとおり指定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

なお、三重県生産動態統計調査の生産品目の指定（平成 25 年三重県告示第 196 号）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

橋梁（りょう）
自動販売機
鋼船
生コンクリート
大型紙袋
みそ
しょう油
うま味調味料
コーヒー
肉製品
水産食料品
植物油脂
でんぷん
水あめ
ぶどう糖
豆腐・油揚げ

あめ菓子
自動車用チューブ
真珠加工品
かんらん岩
耐火粘土
電力
アイスクリーム

三重県告示第 195 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（平成 30 年三重県告示第 230 号）は平成 31 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　委託先
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号　グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ　代表取締役　杉本　和彦

2　委託期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 196 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による自動車税の収納事務の委託（平成 30 年三重県告示第 238 号）は平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号

2　委託期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 197 号

児童福祉法施行細則（昭和 29 年三重県規則第 75 号）第 22 条の規定により徴収する額を次のように定め、公表の日から施行します。

児童福祉法施行細則第 22 条の規定による徴収額（昭和 61 年三重県告示第 322 号）は、廃止します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設については措置世帯、助産施設については措置妊産婦とする。）単位に、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム、里親、母子生活支援施設及び自立援助ホームは表 1、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）は表 2 の、それぞれ施設種別並びに措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる徴収金基準額（この額にその月のその措置児童に係る支弁額が満たない場合においては、その支弁額

とする。）により算定した額とする。

表１　徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定　　義		徴収金基準額 （月　額）	徴収金基準額 （月　額）
A	生活保護法（昭和 25 年法律 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	4,500	2,200
C2		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000 円以下	9,000	4,500
D2		15,001 円から 40,000 円まで	13,500	6,700
D3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700	9,300
D4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000	14,500
D5		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）	20,600
D6		403,001 円から 703,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 27,100 円を超えるときは 27,100 円とする。）
D7		703,001 円から 1,078,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 34,300 円を超えるときは 34,300 円とする。）
D8		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは 42,500 円とする。）
D9		1,632,001 円から 2,303,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 51,400 円を超えるときは 51,400 円とする。）
D 10		2,303,001 円から 3,117,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額

			（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）	（全額徴収。ただし、その額が 61,200 円を超えるときは 61,200 円とする。）
D 11		3,117,001 円から 4,173,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 71,900 円を超えるときは 71,900 円とする。）
D 12		4,173,001 円から 5,334,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは 83,300 円とする。）
D 13		5,334,001 円から 6,674,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 95,600 円を超えるときは 95,600 円とする。）
D 14		6,674,001 円以上	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収）

備考

1　この表のＣ1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、Ｃ2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2　この表のＤ1～Ｄ14 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)　所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2)　租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 25 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項、第 60 条第 1 項、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条第 1 項及び第 2 項、附則第 80 条、附則第 81 条及び第 82 条第 1 項

3　この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4　児童の属する世帯の階層がＢ階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

(1)　単身世帯……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2)　母子世帯等……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3)　在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4)　その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5　次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡

婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては 26 万円を、(2)に該当する場合にあっては 30 万円を控除するものとし、2 における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては 27 万円を、(2)に該当する場合にあっては 35 万円を控除するものとする。

(1)　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2)　(1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

(3)　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの

6　同一世帯から 2 人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の上表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部又は児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療又は第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

7　里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。

8　助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1)　児童福祉法第 22 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア　その妊産婦の属する世帯の階層区分がＤ階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはＤ階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合であっても差し支えない。

イ　その妊産婦の属する世帯の階層区分がＡ階層及びＢ階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000 円以上であるとき。

(2)　入所妊産婦に係る上表の適用については、その出産一時金の額に、Ｂ階層にあっては 20%、Ｃ階層にあっては 30%、Ｄ階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合にあっては 50%を、それぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、上表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表 2　徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			入所施設
階層区分	定　　義		徴収金基準額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円
B	Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200
C1	Ａ階層及びＤ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	4,500
C2		所得割の額がある世帯	6,600

D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から40,000円まで	13,500
D3		40,001円から70,000円まで	18,700
D4		70,001円から183,000円まで	29,000
D5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D6		403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは54,200円とする。）
D7		703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは68,700円とする。）
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは85,000円とする。）
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは102,900円とする。）
D10		2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは122,500円とする。）
D11		3,117,001円から4,173,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは143,800円とする。）
D12		4,173,001円から5,334,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは166,600円とする。）
D13		5,334,001円から6,674,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは191,200円とする。）
D14		6,674,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収）

備考

1　この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2　この表のD1～D14 階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)　所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)　租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

3　この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4　措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)　単身世帯……扶養義務者のいない世帯

(2)　母子世帯等……母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現

に児童を扶養しているものの世帯
(3)　在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
ア　身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ　療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
(4)　その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯
5　同一世帯から 2 人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

三重県告示第 198 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

法人の名称	法人の所在地	事務所の所在地	取消理由	取消年月日
社会福祉法人三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	伊勢市岩渕 2 丁目 4-9	障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条に定められた業務を適正かつ確実に実施することができないと届出があったため	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 199 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成 27 年 3 月 16 日　第 59 号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社　小林農産	代表取締役　小林　光男	多気郡明和町大字金剛坂 690 番地

3　変更内容

(1)　農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
小林　秀行	[redacted]	もみ、玄米	K2320040

(2)　農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
出口　裕也	[redacted]	もみ、玄米	K2430440

三重県告示第 200 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定により、平成 31 年 3 月 25 日、区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）を次のとおり免許しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　漁場計画の際の公示番号

平成 30 年三重県告示第 713 号

2　漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

3　免許の内容等

平成30年三重県告示第713号のとおり

三重県告示第201号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成30年三重県告示第249号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>1　（略）
2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>金属顕微鏡（倒立型）</td><td>370</td><td>260</td></tr>
<tr><td>砂型積層造形装置</td><td>370</td><td>10,920</td></tr>
</table>
3・4　（略）
備考　（略）</td><td>1　（略）
2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>金属顕微鏡（倒立型）</td><td>370</td><td>260</td></tr>
</table>
3・4　（略）
備考　（略）</td></tr>
</table>

三重県告示第202号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成30年三重県告示第249号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>1　工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>全自動真円度測定機</td><td>370</td><td>850</td></tr>
<tr><td>ＣＮＣ三次元測定機</td><td>370</td><td>1,180</td></tr>
<tr><td>万能引張試験機（テンシロン）</td><td>370</td><td>1,090</td></tr>
<tr><td>万能試験機（1000ｋＮ）</td><td>370</td><td>900</td></tr>
<tr><td>ボールミル</td><td>370</td><td>390</td></tr>
<tr><td>高強度型万能試験機（2000ｋＮ）</td><td>370</td><td>2,580</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>セメント強さ試験用型詰め装置</td><td>370</td><td>420</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>1　工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>全自動真円度測定機</td><td>370</td><td>620</td></tr>
<tr><td>ＣＮＣ三次元測定機</td><td>370</td><td>750</td></tr>
<tr><td>万能引張試験機（テンシロン）</td><td>370</td><td>650</td></tr>
<tr><td>万能試験機（1000ｋＮ）</td><td>370</td><td>360</td></tr>
<tr><td>ボールミル</td><td>370</td><td>380</td></tr>
<tr><td>高強度型万能試験機（2000ｋＮ）</td><td>370</td><td>1,890</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>セメント強さ試験用型詰め装置</td><td>370</td><td>360</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

計装化衝撃試験システム	370	480
（略）	（略）	（略）
錠剤硬度計	370	170
（略）	（略）	（略）
ハンドプレス	370	230
（略）	（略）	（略）
ジェットミル	370	340
ロボットシフター	370	690
錠剤コーティング機	370	220
（略）	（略）	（略）
大型遠心分離機	370	760
（略）	（略）	（略）
衝撃試験機	370	550
（略）	（略）	（略）
低速回転・低速送り切断機	370	390
（略）	（略）	（略）
粒度分布測定装置	370	270
（略）	（略）	（略）
薄刃切断機	370	870
放射ノイズ測定システム（放射ノイズ）	370	1,250
雑音端子測定システム（雑端）	370	1,360
雑音電力測定システム（雑電）	370	1,120
シールド効果測定システム（シールド）	370	950
磁界ＥＭＩ測定システム（磁界ＥＭＩ）	370	1,170
多機能物性測定装置（レオメータ）	370	650
（略）	（略）	（略）
自動溶出試験機	370	500
溶液安定性評価装置	370	220
カールフィッシャー水分計	370	240
（略）	（略）	（略）
金属精密切断機	370	880
表面粗さ・輪郭複合測定機	370	800
（略）	（略）	（略）
1ＧＨｚ超放射エミッション測定システム（ＧＨｚ超）	370	1,760
（略）	（略）	（略）
Ｘ線回折装置（ＸＲＤ）	370	1,040

計装化衝撃試験システム	370	410
（略）	（略）	（略）
錠剤硬度計	370	160
（略）	（略）	（略）
ハンドプレス	370	210
（略）	（略）	（略）
ジェットミル	370	300
ロボットシフター	370	260
錠剤コーティング機	370	210
（略）	（略）	（略）
大型遠心分離機	370	620
（略）	（略）	（略）
衝撃試験機	370	200
（略）	（略）	（略）
低速回転・低速送り切断機	370	210
（略）	（略）	（略）
粒度分布測定装置	370	220
（略）	（略）	（略）
薄刃切断機	370	860
放射ノイズ測定システム（放射ノイズ）	370	810
雑音端子測定システム（雑端）	370	1,050
雑音電力測定システム（雑電）	370	680
シールド効果測定システム（シールド）	370	510
磁界ＥＭＩ測定システム（磁界ＥＭＩ）	370	730
多機能物性測定装置（レオメータ）	370	470
（略）	（略）	（略）
自動溶出試験機	370	490
溶液安定性評価装置	370	200
カールフィッシャー水分計	370	210
（略）	（略）	（略）
金属精密切断機	370	760
表面粗さ・輪郭複合測定機	370	630
（略）	（略）	（略）
1ＧＨｚ超放射エミッション測定システム（ＧＨｚ超）	370	1,290
（略）	（略）	（略）
Ｘ線回折装置（ＸＲＤ）	370	1,030

プラズマ質量分析装置（ＩＣＰ―ＭＳ）	370	4,660
波長分散型蛍光Ｘ線分析装置（ＸＲＦ）	370	2,610
ＦＥ型走査電子顕微鏡ＥＤＸ付（ＦＥ―ＳＥＭ／ＥＤＸ）	370	2,660
原子吸光光度計（ＡＡＳ）	370	510
赤外分光光度計（ＦＴ―ＩＲ）	370	2,290
（略）	（略）	（略）
エアー式ピストンシリンダー充填機	370	320
（略）	（略）	（略）
ファリノグラフ	370	850
近赤外分光計	370	390
（略）	（略）	（略）
非接触 3 次元デジタイザー	370	4,710
万能試験機（100ｋＮ）	370	1,830
ｐＨ計	370	100
（略）	（略）	（略）
真空濃縮釜	370	1,130
連続冷却遠心機	370	390
（略）	（略）	（略）
真空式ドラムドライヤー	370	1,160
（略）	（略）	（略）
製麺機	370	290
（略）	（略）	（略）
くん煙箱	370	790
真空包装機	370	240
（略）	（略）	（略）
動的粘弾性解析装置	370	620
ラピッドビスコアナライザー	370	950
示差走査熱測定装置	370	1,650
（略）	（略）	（略）
ガスクロマトグラフ質量分析装置（ＧＣ―ＭＳ）	370	3,370
（略）	（略）	（略）
ＢＣＩイミュニティ試験システム（ＢＣＩ）	370	5,200
放射イミュニティ試験システム（放射イミュニティ）	370	4,370
伝導イミュニティ試験システム（伝導イミュニテ	370	3,520

プラズマ質量分析装置（ＩＣＰ―ＭＳ）	370	4,010
波長分散型蛍光Ｘ線分析装置（ＸＲＦ）	370	2,070
ＦＥ型走査電子顕微鏡ＥＤＸ付（ＦＥ―ＳＥＭ／ＥＤＸ）	370	2,530
原子吸光光度計（ＡＡＳ）	370	500
赤外分光光度計（ＦＴ―ＩＲ）	370	1,770
（略）	（略）	（略）
エアー式ピストンシリンダー充填機	370	300
（略）	（略）	（略）
ファリノグラフ	370	490
近赤外分光計	370	230
（略）	（略）	（略）
非接触 3 次元デジタイザー	370	4,010
万能試験機（100ｋＮ）	370	1,350
ｐＨ計	370	90
（略）	（略）	（略）
真空濃縮釜	370	1,080
連続冷却遠心機	370	350
（略）	（略）	（略）
真空式ドラムドライヤー	370	880
（略）	（略）	（略）
製麺機	370	260
（略）	（略）	（略）
くん煙箱	370	720
真空包装機	370	230
（略）	（略）	（略）
動的粘弾性解析装置	370	580
ラピッドビスコアナライザー	370	500
示差走査熱測定装置	370	1,590
（略）	（略）	（略）
ガスクロマトグラフ質量分析装置（ＧＣ―ＭＳ）	370	3,310
（略）	（略）	（略）
ＢＣＩイミュニティ試験システム（ＢＣＩ）	370	4,540
放射イミュニティ試験システム（放射イミュニティ）	370	3,740
伝導イミュニティ試験システム（伝導イミュニテ	370	2,930

ィ）		
静電気試験器（ＥＳＤ）	370	1,070
ノイズシミュレータ	370	1,150
（略）	（略）	（略）
小型卓上整粒機	370	140
（略）	（略）	（略）
食品用遠心分離機	370	210
（略）	（略）	（略）
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（ファンデーション含む。）（作業時間１時間まで）	370	3,010
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（追加作業時間１時間当たり）		1,950
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）用サポート材洗浄機	370	330
（略）	（略）	（略）
ハイブリッド成形機（ハイブリッド成形）	370	3,640
ハイブリッド成形機（射出成形）	370	2,560
イオンミリング装置	370	400
（略）	（略）	（略）

2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
万能試験機（500ｋＮ）	370	1,410
自動引張試験システム	370	1,810
精密万能材料試験機	370	1,040
ブリネル硬さ試験機	370	180
（略）	（略）	（略）
ビッカース硬度計	370	260
微小硬度計	370	520
（略）	（略）	（略）
試料研磨システム	370	1,240
（略）	（略）	（略）
電気炉	370	780
ショットブラスト	370	410
構造物試験機	370	1,590
炭素硫黄同時分析装置（ＣＳ―444ＬＳ）	370	1,690
（略）	（略）	（略）
すべり抵抗測定装置	370	310
高周波プラズマ発光分光分析装置	370	2,690

ィ）		
静電気試験器（ＥＳＤ）	370	1,050
ノイズシミュレータ	370	660
（略）	（略）	（略）
小型卓上整粒機	370	130
（略）	（略）	（略）
食品用遠心分離機	370	200
（略）	（略）	（略）
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（ファンデーション含む。）（作業時間１時間まで）	370	2,960
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）（追加作業時間１時間当たり）		1,920
3 次元形状造形装置（樹脂造形タイプ）用サポート材洗浄機	370	320
（略）	（略）	（略）
ハイブリッド成形機（ハイブリッド成形）	370	3,040
ハイブリッド成形機（射出成形）	370	2,030
イオンミリング装置	370	390
（略）	（略）	（略）

2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
万能試験機（500ｋＮ）	370	800
自動引張試験システム	370	1,220
精密万能材料試験機	370	470
ブリネル硬さ試験機	370	170
（略）	（略）	（略）
ビッカース硬度計	370	200
微小硬度計	370	380
（略）	（略）	（略）
試料研磨システム	370	1,230
（略）	（略）	（略）
電気炉	370	350
ショットブラスト	370	390
構造物試験機	370	1,090
炭素硫黄同時分析装置（ＣＳ―444ＬＳ）	370	1,660
（略）	（略）	（略）
すべり抵抗測定装置	370	290
高周波プラズマ発光分光分析装置	370	2,440

湿式精密切断機	370	320
（略）	（略）	（略）
金属顕微鏡（倒立型）	370	270
砂型積層造形装置	370	11,120

3　工業研究所窯業研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
ポットミル架台（施釉絵付室）	370	190
（略）	（略）	（略）
高速ミキサー	370	420
（略）	（略）	（略）
スプレードライヤー	370	710
（略）	（略）	（略）
ポットミル架台（成形室）	370	190
（略）	（略）	（略）
エアーブラスト	370	380
（略）	（略）	（略）
オートクレーブ	370	1,580
（略）	（略）	（略）
ダイアモンドソー	370	320
（略）	（略）	（略）
高温強度試験機	370	1,290
高出力型Ｘ線回折装置	370	890
高温雰囲気炉	370	1,410
（略）	（略）	（略）
広帯域赤外分光分析装置（遠赤外線）	370	960
広帯域赤外分光分析装置（テラヘルツ）	370	2,550
（略）	（略）	（略）
電子天秤（0.1ｍｇ）	370	300

4　工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
（略）	（略）	（略）
らいかい機（3連）	370	290
（略）	（略）	（略）
ポットミル架台	370	190
（略）	（略）	（略）

湿式精密切断機	370	310
（略）	（略）	（略）
金属顕微鏡（倒立型）	370	260
砂型積層造形装置	370	10,920

3　工業研究所窯業研究室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
ポットミル架台（施釉絵付室）	370	180
（略）	（略）	（略）
高速ミキサー	370	410
（略）	（略）	（略）
スプレードライヤー	370	620
（略）	（略）	（略）
ポットミル架台（成形室）	370	180
（略）	（略）	（略）
エアーブラスト	370	370
（略）	（略）	（略）
オートクレーブ	370	1,120
（略）	（略）	（略）
ダイアモンドソー	370	310
（略）	（略）	（略）
高温強度試験機	370	960
Ｘ線分析顕微鏡	370	700
高出力型Ｘ線回折装置	370	880
高温雰囲気炉	370	1,250
（略）	（略）	（略）
広帯域赤外分光分析装置（遠赤外線）	370	950
広帯域赤外分光分析装置（テラヘルツ）	370	2,010
（略）	（略）	（略）
電子天秤（0.1ｍｇ）	370	210

4　工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料

設備等の名称	基本料金（円）	使用料（円／時間）
（略）	（略）	（略）
らいかい機（2連）	370	170
らいかい機（3連）	370	280
（略）	（略）	（略）
Ｘ線回折装置	370	490
ポットミル架台	370	180
（略）	（略）	（略）

ホモジナイザー	370	100
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

ホモジナイザー	370	90
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

三重県告示第 203 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＳＤ四日市日永店

四日市市日永一丁目 138 ほか

2　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号	水野　泰三

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号	水野　敦之

3　変更年月日

平成 28 年 9 月 28 日

4　変更理由

小売業者の代表者変更のため

5　届出の日

平成 31 年 3 月 12 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 3 月 29 日から同年 7 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 204 号

河川区域の指定（昭和 46 年三重県告示第 224 号）により指定した二級河川員弁川水系戸上川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

三重県告示第 205 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定によ

り、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　河川の名称

二級河川員弁川水系戸上川

2　廃川敷地等が生じた年月日

平成 31 年 3 月 29 日

3　廃川敷地等の位置

いなべ市員弁町松之木字松之木地内

4　廃川敷地等の種類及び数量

土地　1515.53 ㎡

三重県告示第 206 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

販売人の名称	新設する販売所		新設年月日
	名称	所在地	
伊勢農業協同組合	阿児支店	志摩市阿児町鵜方 2402-5	平成 31 年 4 月 1 日
	鳥羽支店	鳥羽市岩倉 315-1	
	磯部支店	志摩市磯部町迫間 32-3	
	浜島支店	志摩市浜島町浜島 1787-85	
	大王支店	志摩市大王町波切 3928-2	
	志摩支店	志摩市志摩町和具 88-1	
	阿児東支店	志摩市阿児町甲賀 1482-1	
	熊野支店	熊野市有馬町 1368-1	
	御浜支店	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4694 番地の 4	
	紀宝支店	南牟婁郡紀宝町成川 40	

三重県告示第 207 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三重銀行	佐那具支店	伊賀市佐那具町 520 番地の 1	伊賀市新堂 46 番地の 1（伊賀新堂支店内）	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 208 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定による販売人の指定を、次のとおり取り消します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

販売人の名称及び住所	販売所		取消年月日
	名称	所在地	

鳥羽志摩農業協同組合 志摩市阿児町鵜方 2402 番地の 5	本店 鳥羽支店 鳥羽支店中之郷 浜島支店 大王支店 志摩支店 阿児支店 阿児東支店 磯部支店	志摩市阿児町鵜方 2402 番地の 5 鳥羽市岩倉 315-1 鳥羽市鳥羽 3 丁目 32-21 志摩市浜島町浜島 1787-85 志摩市大王町波切 3928-2 志摩市志摩町和具 88-1 志摩市阿児町鵜方 2402 番地の 5 志摩市阿児町甲賀 1482-1 志摩市磯部町迫間 32-3	平成 31 年 3 月 31 日
三重南紀農業協同組合 南牟婁郡御浜町大字阿田和 4694 番地の 4	本店 熊野支店 御浜支店 御浜支店市木店 紀宝支店	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4694 番地の 4 熊野市有馬町 1368-1 南牟婁郡御浜町大字阿田和 4694 番地の 4 南牟婁郡御浜町下市木 2551 南牟婁郡紀宝町成川 40	

三重県告示第 209 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 29 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成 4 年三重県告示第 450 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
1　三重県収納代理金融機関 （略）　（略）　（略） ㈱関西みらい銀行　マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限る。 （略）　（略）　（略） 伊勢農業協同組合　〃 伊賀ふるさと農業協同組合　〃 （略）　（略） 2　事務の範囲 指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、㈱関西みらい銀行及び㈱ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、㈱ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金並びに三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限	1　三重県収納代理金融機関 （略）　（略）　（略） ㈱関西アーバン銀行　マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限る。 （略）　（略）　（略） 伊勢農業協同組合　〃 鳥羽志摩農業協同組合　〃 伊賀ふるさと農業協同組合　〃 三重南紀農業協同組合　〃 （略）　（略） 2　事務の範囲 指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、㈱関西アーバン銀行及び㈱ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、㈱ゆうちょ銀行については、徴収金、放置違反金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限り取り扱う。

る。	

附　則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

収用委告示

三重県収用委員会告示第1号

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県収用委員会会長　西　川　源　誌

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示

三重県収用委員会運営規則（平成18年三重県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（会長の専決事項） 第2条　次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 (1)～(46)　（略） (47)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第13条第5項（所有者不明土地法第19条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事務を委員会の事務を整理する職員に行わせること。 (48)　所有者不明土地法第13条第6項（所有者不明土地法第19条第4項及び第32条第6項（所有者不明土地法第37条第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書を発行すること。 (49)　所有者不明土地法第32条第5項（所有者不明土地法第37条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事務を委員会の事務を整理する職員に行わせること。 (50)～(52)　（略）	（会長の専決事項） 第2条　次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 (1)～(46)　（略） (47)～(49)　（略）

附　則

この告示は、平成31年6月1日から施行する。

訓　　令

三重県訓令第3号

庁中一般
地域機関

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第2条　この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)　（略） (2)　昇任 イ　現に法令、条例及び規則等の規定による組織上の名称を用いる職のうち主任以上の職又はこれに相当する職（以下「組織上の職」という。）に任用されている職員をその上位の職に任命すること。 ロ　（略） (3)～(7)　（略） (8)　部局長等　部（局）長をいう。ただし、総務部にあつては総務部人事課長又は総務部税務企画課長をいう。	（用語の定義） 第2条　この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)　（略） (2)　昇任 イ　現に法令、条例及び規則等の規定による組織上の名称を用いる職のうち本庁の主査以上の職又はこれに相当する職（以下「組織上の職」という。）に任用されている職員をその上位の職に任命すること。 ロ　（略） (3)～(7)　（略） (8)　部局長等　部（局）長をいう。ただし、総務部にあつては総務部人事課長又は総務部税務・債権管理課長をいう。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 4 条関係）

職 員 採 用 履 歴 調 書　三 重 県

① ふりがな 氏　名		記入要領	1 この調書は必ず自分で記入してください。 2 各欄の※は、記入上の注意事項ですから、よく読んでください。 3 黒のボールペンでていねいに記入してください。 4 □の付いている項目の該当する□の中にレ印を入れてください。 5 数字は1、2、3等の算用数字を用いてください。 6 この欄内に脱帽正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を貼付してください。 7 この調書が完全に記入されているかどうかによつて、ある程度あなたの能力が判断されることを忘れないでください。
② 生年月日	年　月　日		
③ 性別及び年齢	（　歳）		
④ 国　籍	□日本国籍　□外国籍		
⑤ ふりがな 現住所	〒　電話　－　－		
⑥ ふりがな 家族の住所	〒　電話　－　－		

⑦ 学　歴　※小学校から最終の学校（養成所等を含む。）まで、そのすべてを正確に記入してください。

在学期間	学校名	学部科名	所在地	年制	課程	修学状況（見込みを含む。）
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退
年　月　日から 年　月　日まで				年	□全日 □定時　□通信	□卒業　□修了 □転校　□中退

⑧ 免許・資格等　※各種の検定試験、資格試験の合格又は各種免許取得等の事実があれば、そのすべてを正確に記入してください。

試験合格又は免許取得年月日	試験又は免許の名称	所轄している機関名
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

⑨ 職　　歴　　※あなたが学校を卒業されてから現在までに就いていた一切の職業（家事等を含む。）を一つ一つ年代順に詳しく記入してください。また、職業に就いていない期間も無職と明記して期間の上で空白ができないようにしてください。

在　職　期　間	勤　務　所	所 在 地	地位 又は 職務内容	月　収	退職理由
年　月　日から 年　月　日まで					
年　月　日から 年　月　日まで					
年　月　日から 年　月　日まで					
年　月　日から 年　月　日まで					
年　月　日から 年　月　日まで					
年　月　日から 年　月　日まで					

⑩ 身上事項　　※次の質問に答えてください。「ある」に該当する場合は、下の余白にその内容を詳しく記入してください。

（1）　起訴又は逮捕されたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（2）　刑罰を受けたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（3）　後見開始の審判を受けたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（4）　保佐開始の審判を受けたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（5）　破産手続開始の決定を受けたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（6）　懲戒免職されたことがあるか。　□あ　る　□ な　い
（7）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入したことがあるか。　□あ　る　□ な　い

上記の記載事項は、私が良心に従って記入したもので、真実かつ正確であることを誓います。
万一この記入した事項が真実と相違し正確を欠くものであることが、採用された後において判明したときは、私は採用を取り消されても異存ありません。

年　　月　　日

氏　名　　印

三 重 県 知 事　様

（参考事項）

家庭の状況						
家族	氏　　名	生年月日	続　柄	職業（勤務先）又は学校名	健康状態	同居、別居の別

その他				
三重県職員としてあなたの親族等が勤務している場合には、右に記入してください。	氏　　名	勤務課所	あなたとの関係	備　　考

※本頁記載の内容は配属先の参考として使用します。

第３号様式（第４条関係）

身　体　検　査　書

<table>
<tr><td>氏名
及び性別</td><td colspan="2">（　　）</td><td>試験区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日（　歳）</td><td>受験番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>身長</td><td colspan="2">・　cm</td><td rowspan="2">血圧</td><td>最高値</td><td></td></tr>
<tr><td>体重</td><td colspan="2">・　kg</td><td>最低値</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">視力</td><td>右</td><td>・（矯正　・　）</td><td rowspan="4">検尿</td><td>糖</td><td>－　±　＋　＋＋　＋＋＋</td></tr>
<tr><td>左</td><td>・（矯正　・　）</td><td>蛋白</td><td>－　±　＋　＋＋　＋＋＋</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴力</td><td colspan="2" rowspan="2">正・難　右　・　左</td><td>ウロビリノーゲン</td><td>－　正　＋　＋＋　＋＋＋</td></tr>
<tr><td>潜血</td><td>－　±　＋　＋＋　＋＋＋</td></tr>
<tr><td>言語障害</td><td colspan="2"></td><td>既往症</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>運動障害</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">X線撮影</td><td colspan="2">間接・直接　年　月　日</td></tr>
<tr><td>その他の疾病異常</td><td colspan="2"></td><td>フィルム番号No.</td><td>所見</td></tr>
<tr><td>聴打診</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">就業上の注意事項等
総合所見</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおりであることを証明する。　　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日　　検査機関 ＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名 ＿＿＿＿＿＿＿＿印

（注）医療機関等で受診してください。

（注）この身体検査書の内容は配属先の参考として使用します。

検査医師へお願い　　この身体検査書は、密封して受検者にお渡しください。

第８号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条関係）

人　事　記　録　カ　ー　ド　　年　月　日　現在　　頁　1

氏　名	性別（　）			採用状況				
				試験年度	採用試験区分・試験職種	採用年月日		
旧　姓								
生年月日	年　月　日(作成日現在　歳)	国　籍						
所　属								
職　名								
身　分		職　種						
住　所								
学　歴	入学等年月日	卒業等年月日	区分	学　校　・　学　部　・　学　科		昇任歴		
						職階	年　月　日	期間
						主事級 主任級 主査級 補佐級 課長級 次長級 部長級		
研　修	発令年月日	名　称		賞　罰	年　月　日	内　容		
資格・免許	取得(合格)年月日	名　称						
						氏　名 職員番号		

人事記録カード　　年　月　日　現在　　頁　2

発令事項					
発令日	内容	発令庁	発令日	内容	発令庁

	氏名 職員番号	

附　則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公　　告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　東員町
2　調査を行った期間
　平成 17 年 6 月から平成 30 年 7 月まで
3　成果の名称
　東員町（鳥取 1 工区 4 ブロック（その 2））の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　東員町大木地内、八幡新田地内
5　認証年月日
　平成 31 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　東員町
2　調査を行った期間
　平成 28 年 8 月から平成 30 年 7 月まで
3　成果の名称
　東員町（北大社 2 工区）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　東員町北大社地内
5　認証年月日
　平成 31 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　紀北町
2　調査を行った期間
　平成 22 年 6 月から平成 29 年 10 月まで
3　成果の名称
　紀北町（檜町地区）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　紀北町相賀地内
5　認証年月日

平成 31 年 3 月 13 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
堀田　清代次	いなべ市	いなべ市北勢町治田外面 105 ほか 1 筆
株式会社　わくわく農園	いなべ市	いなべ市大安町丹生川久下字天中道 2714-1 ほか 2 筆
樋口　完	鈴鹿市	鈴鹿市野村町東浦 49 ほか 7 筆
株式会社　稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市稲生村大字白子丸之内 3922 ほか 14 筆
株式会社　瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市土師町鐘築田 1167 ほか 6 筆
有限会社　ドリームファームスズカ	鈴鹿市	鈴鹿市柳町壱ノ堰 1503 ほか 8 筆
田中　智之	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町大路 214 ほか 18 筆
株式会社　石井ライス	津市	津市芸濃町北神山上前興 1884 ほか 99 筆
多氣　丈史	津市	津市木造町小田栗 1193
長野ライス　株式会社	松阪市	津市木造町イカキ 480 ほか 4 筆
西谷　友樹	松阪市	松阪市飯高町森字向久谷田 3255 ほか 1 筆
うれしの農園　株式会社	松阪市	松阪市嬉野田村町字宮田 874
農業生産法人　有限会社　中村農産	松阪市	多気郡明和町大字川尻浦山 1289
合同会社　わたらいティーファーム	度会郡度会町	度会郡度会町田口杣口 232 番 1 ほか 92 筆
合同会社　みなみ農園	伊賀市	伊賀市比土城之越 134 ほか 5 筆
藤本　幹男	伊賀市	伊賀市下神戸後川原 1263-1 ほか 9 筆
庄司　和稔	尾鷲市	尾鷲市三木里町 782 番ほか 10 筆
濵口　精幸	尾鷲市	尾鷲市三木里町 783 番 2 ほか 3 筆

2　農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1)　縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2)　縦覧期間

平成 31 年 3 月 29 日から同年 4 月 11 日まで

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者		登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所	

三重県第1314号	加工家きんふん肥料	パイグリーン	2.8	3.0	1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社鳥鹿養鶏園	津市芸濃町椋本3528番地-1	平成30年10月4日
三重県第1315号	乾燥菌体肥料	ＮＦ菌体肥料	4.0	1.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本粉末薬品株式会社	大阪府大阪市中央区道修町2丁目5番11号	平成30年11月5日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）			その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所	
三重県第1223号	肉骨粉	5-10肉骨粉	5.0	10.0		その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社チキン上野	伊賀市市部1519番地の1	2024年9月20日
三重県第1295号	混合有機質肥料	フィッシュ・ソリュブル吸着乾燥品	5.0	5.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社蓮華	尾鷲市三木浦町277	2021年11月26日
三重県第1224号	混合有機質肥料	ＥＭ混合有機質肥料	2.5	4.5	2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社そつたく	鈴鹿市下大久保町字北山崎975番地の2	2025年2月9日
三重県第1255号	副産動物質肥料	エキス粕	4.0	6.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社チキン上野	伊賀市市部1519番地の1	2022年2月15日
三重県第1300号	混合有機質肥料	混合有機質肥料20号	2.0	4.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	2025年2月25日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）			その他の規格	生産業者	
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所
三重県第1287号	なたね油かす及び	伊賀産なたね油粕	5.5	2.5	1.0	該当なし	一般社団法人大山田農林業公社	伊賀市平田103番地

	その粉末							
三　重　県第1254号	混合有機質肥料	神協有機2号	2.0	9.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1
三　重　県第1299号	化成肥料	キング豊穣	5.0	6.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	自然応用科学株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目13番26号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、平成29年度における普通肥料の収去検査結果の概要を次のとおり公表します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	ヂンダ食品工業株式会社	米ぬか油かす粉末	ＴＮ、ＴＰ、ＴＫ				
混合有機質肥料	株式会社ＭＡＧ　ＪＡＰＡＮ	発酵米ぬか混合肥料	ＴＮ、ＴＰ、ＴＫ、Ｃｄ、Ａｓ				
乾燥菌体肥料	敷島スターチ株式会社	5.0乾燥菌体肥料	ＴＮ、ＴＰ、Ｃｄ				
副産動物質肥料	有限会社カネ仙	副産動物質肥料	ＴＮ、ＴＰ、Ｃｄ、Ａｓ				
混合有機質肥料	株式会社地主共和商会	ＥＭできばえ	ＴＮ、ＴＰ、ＴＫ、Ｃｄ、Ａｓ				
副産動物質肥料	株式会社チキン上野	エキス粕	ＴＮ、ＴＰ、Ｃｄ、Ａｓ				

（注）1　主成分および有害成分の略号は次のとおりである。

ＴＮ-窒素全量、ＴＰ-りん酸全量、ＴＫ-加里全量、Ｃｄ-カドミウム、Ａｓ-ひ素

2　分析検査の指摘事項の欄、保証票の検査の欄又はその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正・国土広域情報修正）

2　作業期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3　作業地域

三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成31年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業地域

四日市市西末広町から同市海山道町まで（国道 23 号）及び三重郡川越町当新田（国道 23 号）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 8 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業地域

四日市市白須賀三丁目、同市浜一色町、同市東新町、同市午起二丁目及び同市大字塩浜

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（2 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

2　作業地域

桑名市多度町柚井、同市多度町香取、同市多度町戸津、同市多度町肱江及び同市多度町下野代

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業の許可を取り消しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

（一部廃業）

取　消 年月日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成 30 年 1 月 9 日	有限会社阿万商店	阿万　和子	桑名市長島町福豊 852-1	（般 25）第 18307 号	建築、鋼構造物、舗装、水道施設
平成 30 年 1 月 19 日	浜口土木株式会社	濱口　祐彦	伊勢市村松町 3990	（般 28）第 3014 号	建築
平成 30 年 1 月 29 日	有限会社林組	林　勝彦	伊賀市中柘植 153-10	（般 24）第 9619 号	建築
平成 30 年 1 月 31 日	朝日總業	佐野　一郎	亀山市関町木崎 199	（般 27）第 12893 号	左官
平成 30 年 2 月 8 日	有限会社古市建材	古市　秀夫	四日市市青葉町 800-116	（般 24）第 10622 号	管
平成 30 年 2 月 15 日	松岡建設株式会社	松岡　伸年	三重郡川越町大字亀崎新田 51-1	（特 28）第 495 号	管、造園
平成 30 年 2 月 19 日	株式会社大森土木工業	大森　隆稔	多気郡大台町小切畑 638	（般 29）第 8027 号	塗装
平成 30 年 2 月 22 日	株式会社八建	伊藤　英次	四日市市蒔田 1-2-32	（般 26）第 21095 号	土木、とび・土工
平成 30 年 2 月 22 日	株式会社清水屋	山野　真一	鈴鹿市江島本町 20-2	（般 27）第 12007 号	土木、内装仕上
平成 30 年 2 月 22 日	有限会社扇商事	中野　彰二	伊勢市前山町 894-13	（般 27）第 14061 号	左官
平成 30 年 2 月 26 日	株式会社今森組	今森　正	伊賀市諏訪 753	（般 27）第 3383 号	管
平成 30 年 3 月 6 日	株式会社川島工業	杉森　昭彦	伊賀市島ヶ原 5826-3	（般 28）第 3510 号	管、造園

平成30年3月14日	ヤマダ鉄工株式会社	山田　真史	鈴鹿市上田町2133-2	(般29) 第1641号	左官、とび・土工、石、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、熱絶縁、建具、水道施設、解体
平成30年3月16日	北三重通信システム株式会社	渡邉　将充	四日市市城西町14-9	(般25) 第21404号	管
平成30年3月26日	株式会社日本グリーン	三浦　智	鈴鹿市住吉3-1-20	(般26) 第12090号	土木、とび・土工
平成30年4月10日	聖建工株式会社	山口　聖	四日市市小牧町807-5	(特28) 第21658号	造園
平成30年4月11日	株式会社ユーサン	岡田　祐伸	津市白山町南家城1308-4	(般27) 第12358号	電気
平成30年4月12日	ジュイールハウジング株式会社	坂下　啓登	多気郡明和町大字大淀2198-1	(般26) 第2453号	大工、屋根、内装仕上
平成30年5月11日	吉川建設株式会社	吉川　松喜	伊勢市一之木3-20-32	(特27) 第8695号	鋼構造物
平成30年5月31日	株式会社川口組	山下　雄功	伊賀市西山1194-3	(般28) 第3464号	建築
平成30年6月1日	株式会社菊屋	北田　富三	名張市松崎町1443	(般27)第9031号	消防施設
平成30年6月6日	株式会社新	外崎　信一	桑名市枇杷島台21-1	(般27) 第18719号	大工、屋根、塗装、内装仕上
平成30年6月6日	株式会社ＮＥＸＴ	川端　啓介	伊勢市古市町220-3	(般29) 第14724号	土木、舗装、水道施設
平成30年6月8日	株式会社翌桧建設	川島　孝之	四日市市高砂町4-18	(般28) 第22182号	土木
平成30年6月11日	株式会社倉口建設	倉口　常雄	松阪市大黒田町300	(般25) 第13708号	管
平成30年6月13日	株式会社石正組	大北　和弘	多気郡大台町下三瀬586-1	(特29) 第2624号	土木
平成30年6月19日	三重ライニング株式会社	髙島　直子	桑名市大字太夫字西浦186-1	(般28) 第18566号	土木
平成30年6月22日	株式会社森組	森　修	伊勢市円座町1005	(般・特29)第3136号	管、造園
平成30年6月27日	創和建設株式会社	世古　政弘	松阪市西町283-1	(般29) 第13796号	土木
平成30年7月4日	有限会社島田建築	島田　和也	松阪市美濃田町1116-5	(般28) 第13622号	土木
平成30年7月4日	株式会社エムユーシー	上山　周作	松阪市柿木原町842-2	(般28) 第13879号	土木
平成30年7月4日	有限会社大勢	大西　功二	伊勢市村松町1380-11	(般27) 第14464号	電気
平成30年7月9日	株式会社隆工業	氏家　隆忍	四日市市大字西阿倉川1717-3	(般25) 第21761号	消防施設
平成30年7月11日	有限会社高沢鉄工	高澤　久子	鈴鹿市石薬師町2642-4	(般26) 第7973号	鋼構造物
平成30年7月19日	株式会社ＣＨＩ　ＪＡＰＡＮ	松本　澄之	四日市市まきの木台1-33	(般27) 第22188号	造園
平成30年7月19日	シグマ・インダストリー株式会社	水谷　登	四日市市中部5-5	(般26) 第22127号	とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装

平成30年7月23日	勢州建設株式会社	伊藤　隨	鈴鹿市西条3-7-22	（般28）第6156号	建築、造園
平成30年7月24日	株式会社大進	中村　伸市	鳥羽市相差町1051	（般29）第3602号	造園
平成30年7月24日	株式会社ブリッスモ	小橋　美鈴	尾鷲市南陽町9-32	（般25）第19169号	建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、造園、水道施設
平成30年7月26日	中勢森林組合	森　秀美	津市白山町南家城915-1	（般26）第15912号	建築、とび・土工、造園
平成30年8月5日	株式会社フジスタッフィング	安達　洋一	鈴鹿市長澤町字新沢1815-3	（特25）第6402号	建築
平成30年8月15日	辻川工務店	辻川　誠	津市森町2134	（般25）第16186号	建築
平成30年8月16日	有限会社泉斗工業	加藤　智也	三重郡菰野町大字永井2337-17	（般25）第21210号	建築、管、造園
平成30年9月3日	丸十建設有限会社	中津　十三	松阪市高須町3483-13	（般27）第13320号	石、管、鋼構造物、しゅんせつ、水道施設
平成30年9月4日	山口工務店	山口　康昌	三重郡菰野町大字永井494-5	（般25）第21055号	石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、しゅんせつ
平成30年9月7日	日進建設株式会社	南中　成昭	四日市市楠町北五味塚2060-79	（特26）第1105号	管
平成30年9月10日	株式会社酒井工業	酒井　竜次	津市末広町11-9	（般25）第15727号	鋼構造物
平成30年9月25日	有限会社ＭＩＧＩＴＡ	右田　いづみ	度会郡南伊勢町内瀬1246	（般27）第14465号	管
平成30年9月27日	株式会社創建	坂口　勝幸	津市下弁財町津興753-1	（般25）第15723号	土木、電気
平成30年9月28日	平田建設	平田　豊	南牟婁郡紀宝町井田1710-1	（般27）第9854号	塗装
平成30年10月1日	株式会社エリイ	入江　健太	津市豊が丘1-47-12	（般29）第15447号	電気通信
平成30年10月9日	株式会社ムラタ工務店	村田　忠	鈴鹿市須賀町2004	（般29）第12084号	造園
平成30年10月10日	富士電設備株式会社	沼田　穂積	松阪市石津町335-1	（般29）第8039号	建築
平成30年10月11日	株式会社アース・コンストラクション	小林　直幸	度会郡大紀町金輪字西辻384-9	（特29）第14722号	建築、大工、タイル・れんが・ブロック
平成30年10月18日	株式会社市川鉄工所	加藤　泰樹	伊勢市小俣町湯田476	（般29）第3078号	建築
平成30年10月23日	有限会社成治水道	鈴木　緑	鈴鹿市平田2-5-7	（般29）第1439号	土木、とび・土工、舗装、水道施設
平成30年10月29日	株式会社エム	岸田　いちゑ	津市垂水1960-1	（般26）第15897号	水道施設
平成30年10月29日	勢和建設株式会社	関山　正博	津市美杉町八知 2992-1	（特28）第2186号	建築
平成30年11月12日	木下建設株式会社	木下　誠一	四日市市生桑町328	（特29）第904号	建築
平成30年11月12日	有限会社結野組	結野　芳則	四日市市楠町南五味塚954	（般29）第645号	内装仕上

平成30年11月20日	有限会社日生建設工業	山中　祐一	伊賀市久米町561-6	（般25）第11286号	建築
平成30年11月26日	有限会社大貴建設	西村　浩二	鈴鹿市南長太町2251	（般28）第6354号	とび・土工
平成30年11月27日	有限会社大進ハウジング	中村　壽	鳥羽市大明西町6-2	（般26）第9543号	消防施設
平成30年12月3日	株式会社エヌ・エス	野間　正治	鈴鹿市御薗町4544	（般25）第12839号	電気
平成30年12月5日	株式会社霞エンジニアリング	德永　彰	四日市市霞1-1	（特29）第5752号	防水、熱絶縁
平成30年12月5日	株式会社シリックス	西尾　慎一	四日市市小古曽東2-9-40	（般27）第10039号	消防施設
平成30年12月13日	株式会社コネクト	仁村　彦	桑名郡木曽岬町加路戸579-2	（般26）第18356号	板金
平成30年12月25日	山本工業株式会社	山本　義雄	四日市市午起2-4-34	（般28）第1252号	建築
平成30年12月25日	髙山建設株式会社	岡本　賢治	志摩市阿児町立神430-1	（特29）第9431号	建築
平成30年12月28日	ハマダ建設株式会社	濵田　欣哉	北牟婁郡紀北町相賀1603-1	（特29）第3961号	解体

（全部廃業）

取　消 年月日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成30年1月4日	桑名砂利株式会社	西村　弘	桑名市大字矢田424-11	（般27）第18205号	土木、とび・土工、石、舗装、水道施設
平成30年1月9日	株式会社濱周	濱田　和正	尾鷲市港町10-7	（般25）第19172号	電気
平成30年1月19日	井上産業	井上　則雅	度会郡玉城町岩出402-3	（般25）第14432号	土木
平成30年1月22日	水友工業	水谷　友哉	三重郡川越町当新田509-5	（般24）第22056号	機械器具設置
平成30年1月22日	建築工房大工家・片浦建設	片浦　徹也	津市津興61-4	（般26）第15596号	建築
平成30年1月22日	株式会社エコエナジー	古杉　剛	松阪市山室町2602-5	（般28）第13784号	土木、建築、とび・土工、電気、管、舗装
平成30年1月25日	舘建築	舘　正美	三重郡菰野町大字田口新田1335-5	（般26）第10572号	建築
平成30年1月25日	大西板金	大西　健司	四日市市あかつき台1-1-67	（般24）第10734号	屋根
平成30年1月29日	株式会社シンソウ	田岡　伸康	度会郡南伊勢町宿浦1237-3	（般29）第14713号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体
平成30年2月6日	竹岡硝子店	竹岡　徹	松阪市春日町2-84	（般25）第8238号	ガラス、建具
平成30年2月8日	服部テクノス株式会社	服部　好美	三重郡菰野町大字池底1261	（般28）第21652号	機械器具設置
平成30年2月20日	ゆみや石材店	弓矢　孝己	いなべ市大安町石榑東1846	（般27）第18177号	土木、石
平成30年3月8日	永戸電設	永戸　紀昭	鈴鹿市国分町1359-1	（般24）第12972号	電気

平成 30 年 3 月 8 日	有限会社真健	柳谷　重喜	松阪市宮町 100-7	（般 27）第 14363 号	建築
平成 30 年 3 月 12 日	有限会社東海エンヂニア	渡邉　一生	四日市市西町 8-16	（般 26）第 21880 号	電気、電気通信
平成 30 年 3 月 12 日	栗須工業	栗須　一哉	尾鷲市中川 6-6	（般 27）第 19080 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、防水、水道施設
平成 30 年 3 月 19 日	三重土建	木下　了介	津市久居明神町 1180-9	（般 27）第 15636 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 3 月 19 日	オザワ組	小澤　勇紀	津市久居東鷹跡町 40-1	（般 28）第 15962 号	とび・土工
平成 30 年 3 月 27 日	神田工業	神田　好文	三重郡朝日町白梅の丘西 1-3-14	（般 26）第 21815 号	とび・土工
平成 30 年 3 月 29 日	株式会社ＪＳ総合エンジニアリング	伊藤　賢一	四日市市大井手 3-6-3	（般 29）第 12955 号	電気
平成 30 年 4 月 4 日	久保田水道	久保田　操	鳥羽市浦村町 1503-7	（般 28）第 3889 号	土木、建築、とび・土工、石、管、舗装、造園、水道施設
平成 30 年 4 月 4 日	勘成石材採取有限会社	奥地　堅作	尾鷲市三木浦町 509-24	（般 26）第 19175 号	とび・土工
平成 30 年 4 月 9 日	藤正建設	須藤　正治	四日市市大矢知町 557-7	（般 25）第 21460 号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設
平成 30 年 4 月 9 日	ササキ工務店	佐々木　洋一	伊勢市御薗町王中島 326-1	（般 26）第 14314 号	土木、左官、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 4 月 10 日	有限会社タートルテック	田上　慎吾	亀山市菅内町 1116-1	（般 26）第 12718 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 4 月 11 日	片岡塗装店	片岡　昭	津市一身田上津部田 1373-10	（般 27）第 6747 号	塗装
平成 30 年 4 月 12 日	山水塗装店	牛江　常秋	四日市市采女町 1733-1	（般 27）第 10012 号	塗装
平成 30 年 4 月 16 日	株式会社アンサー	松本　和広	桑名市北別所字流 1599-1 ｳｵｰﾀｰﾊﾞﾚｰﾀｳﾝ C1-C	（般 26）第 18745 号	大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具
平成 30 年 4 月 24 日	株式会社エコテクノ	青山　茂夫	四日市市小林町 3008-69	（般 27）第 22191 号	建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具
平成 30 年 4 月 24 日	株式会社コウダ	田中　幹久	四日市市新正 5-4-38	（般 27）第 10302 号	建築

平成 30 年 4 月 26 日	鎌井建築	鎌井　信博	名張市富貴ヶ丘 2-97	（般 27）第 11587 号	建築、大工
平成 30 年 5 月 1 日	株式会社大栄建設	大森　操	津市津興字北阿漕田 258-2	（般・特 28）第 1944 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設、解体
平成 30 年 5 月 1 日	瓦勝	岩見　勝由	名張市桔梗が丘 5-5-62	（般 25）第 11341 号	屋根
平成 30 年 5 月 9 日	東建興業株式会社	東　一昭	北牟婁郡紀北町東長島 1145-5	（特 29）第 4016 号	土木、建築、とび・土工、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
平成 30 年 5 月 10 日	笠井土木測量	笠井　良一	四日市市赤水町 179-2	（般 26）第 21494 号	土木、とび・土工、舗装、解体
平成 30 年 5 月 10 日	有限会社セイワ電気	鈴木　健生	津市安濃町戸島 818-1	（般 25）第 15387 号	電気
平成 30 年 5 月 16 日	インテリアマルサン	倉田　浩延	津市本町 4-14	（般 25）第 15871 号	塗装、防水、内装仕上
平成 30 年 5 月 17 日	朝日總業	佐野　一郎	亀山市関町木崎 199	（般 27）第 12893 号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 5 月 17 日	有限会社管理センターオガワ	志水　幸隆	鈴鹿市石薬師町 2379-4	（般 25）第 12453 号	管
平成 30 年 5 月 18 日	有限会社コヤマテクノ	烏山　顕優	伊勢市小俣町明野 380-3	（般 29）第 14509 号	とび・土工、電気
平成 30 年 5 月 24 日	村田巧木工	村田　巧	南牟婁郡紀宝町成川 519	（般 26）第 20064 号	建具
平成 30 年 5 月 28 日	中島工業	中島　潤	四日市市笹川 7-43	（般 25）第 21749 号	とび・土工
平成 30 年 5 月 28 日	水道サービスコネクト	柴原　久人	志摩市阿児町鵜方 1260-16	（般 25）第 17346 号	管
平成 30 年 5 月 28 日	谷建設	谷　親郎	北牟婁郡紀北町東長島 1450	（般 27）第 19126 号	土木、とび・土工
平成 30 年 5 月 29 日	株式会社マルビシ	北村　吉次	四日市市中野町 1919-1	（般 25）第 21034 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上
平成 30 年 5 月 30 日	ＫＤＫ株式会社	北村　雅人	松阪市中央町 36-5	（般 26）第 4045 号	電気、管、電気通信、消防施設
平成 30 年 5 月 30 日	西岡住宅設備	西岡　将示	伊賀市久米町 15-17	（般 26）第 11652 号	土木、管
平成 30 年 6 月 1 日	ウチダクレーン	内田　龍芳	志摩市阿児町鵜方 2944-111	（般 29）第 17340 号	とび・土工
平成 30 年 6 月 1 日	株式会社宝龍建設	山田　幸夫	南牟婁郡紀宝町鮒田 964-8	（般 28）第 20116 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体
平成 30 年 6 月 7 日	トーヨーフェンス株式会社	浅尾　義光	鈴鹿市南玉垣町 4891-2	（般 27）第 6078 号	土木、とび・土工
平成 30 年 6 月 15 日	谷建	谷　輝夫	度会郡玉城町中楽 578-1	（般 26）第 14116 号	建築
平成 30 年 6 月 25 日	飛田建築	飛田　博和	伊賀市下川原 52-1	（般 29）第 11120 号	建築

平成 30 年 6 月 28 日	有限会社大平工業	松岡　千夏	桑名市東金井 589-4	（般 26）第 4802 号	土木、とび・土工、鋼構造物、舗装
平成 30 年 6 月 28 日	苓州工務店	野口　幹夫	名張市富貴ヶ丘 2-286	（般 25）第 11551 号	大工
平成 30 年 7 月 2 日	ウッディアート	太田　文博	いなべ市員弁町宇野 231	（般 29）第 18586 号	建築、とび・土工、管
平成 30 年 7 月 4 日	株式会社こだちの家	濱田　和正	松阪市外五曲町字西沖 87-5	（般 25）第 13822 号	建築
平成 30 年 7 月 4 日	奥田建築	奥田　和利	伊勢市東豊浜町 3420-3	（般 28）第 14489 号	建築、大工
平成 30 年 7 月 12 日	木澤電気	木澤　英樹	三重郡菰野町大字竹成 290-78	（般 28）第 22292 号	電気
平成 30 年 7 月 23 日	別所板金	別所　周	鈴鹿市道伯 3-6-2	（般 26）第 12537 号	屋根、板金
平成 30 年 7 月 23 日	東建築	東　明博	伊賀市摺見 586-1	（般 27）第 11592 号	建築
平成 30 年 7 月 27 日	有限会社ビリーブホーム	重光　相民	松阪市久保町 808-7	（般 25）第 13705 号	土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、舗装、水道施設
平成 30 年 7 月 30 日	紀平電機	紀平　穣治	三重郡川越町高松字川下 1352	（般 28）第 22314 号	電気
平成 30 年 7 月 30 日	西池設備	西池　仁志	三重郡菰野町大強原 1499-1	（般 28）第 5144 号	土木、管
平成 30 年 7 月 30 日	有限会社伊藤建設	伊藤　公博	津市河芸町東千里 983-1	（般 28）第 15976 号	鋼構造物
平成 30 年 8 月 2 日	株式会社岡田商事	岡田　志江	津市河芸町中別保 277	（般 25）第 12988 号	土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 8 月 10 日	奥山建設工業株式会社	奥山　惠子	津市高茶屋小森町 130-1	（般 28）第 7164 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体
平成 30 年 8 月 14 日	井上工業	井上　仁	鈴鹿市池田町 1206	（般 27）第 12917 号	管
平成 30 年 8 月 14 日	カノン電気	村田　昌弘	鈴鹿市野町中 2-17-5	（般 26）第 12712 号	電気、消防施設
平成 30 年 8 月 15 日	株式会社クリエイトジャパン	里中　俊雄	三重郡菰野町大字田口新田 495	（般 25）第 22089 号	電気
平成 30 年 8 月 16 日	東成興業	東久保　善也	伊賀市平野樋之口 259-3	（般 28）第 11684 号	土木、とび・土工、舗装、解体
平成 30 年 8 月 20 日	服部建築	服部　高昌	三重郡菰野町榊 890-7	（般 25）第 21794 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上
平成 30 年 8 月 22 日	ミズノ設備	水野　茂	いなべ市北勢町麻生田 3574	（般 27）第 4744 号	管
平成 30 年 8 月 23 日	アズハウス株式会社	東　与志ゑ	伊勢市川端町 312	（般 26）第 14663 号	建築
平成 30 年 8 月 27 日	桑山瓦葺店	桑山　誠人	名張市富貴ヶ丘 4-47	（般 27）第 11600 号	屋根
平成 30 年 9 月 3 日	寺井建築	寺井　真也	四日市市まきの木台 1-27	（般 28）第 21610 号	建築

平成 30 年 9 月 5 日	株式会社石産機工	石橋　隆枝	いなべ市員弁町平古 22-2	(般 29) 第 18679 号	土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 9 月 10 日	ダイヤ燃商株式会社	石原　広一	津市高茶屋 7-5-52	(般 28) 第 6622 号	土木、建築、電気、管
平成 30 年 9 月 13 日	有限会社新精ルーム	清算人　乾　進一	伊賀市西之沢 988-6	(般 27) 第 11392 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上
平成 30 年 9 月 14 日	株式会社ＹＳＫ建築事務所	山口　幸範	度会郡玉城町勝田 3591-24	(般 25) 第 14545 号	建築
平成 30 年 9 月 18 日	亀山鑿泉工業所	仲野　常	亀山市布気町 147-1	(般 27) 第 12376 号	土木、電気、管、機械器具設置、さく井
平成 30 年 9 月 19 日	ブルーカーゴ株式会社	水谷　鋭粋	桑名市大字東汰上字宮田 58-1	(般 25) 第 18723 号	土木、とび・土工
平成 30 年 9 月 24 日	弘富建設	阪本　富士男	南牟婁郡紀宝町鵜殿 806-7	(般 29) 第 20119 号	左官、とび・土工
平成 30 年 9 月 27 日	三重ダイワ株式会社	田中　利彦	四日市市桜花台 1-63-7	(般 28) 第 5480 号	防水
平成 30 年 9 月 27 日	株式会社広和	箕田　庄司	津市中河原 2106	(般 25)第 15893 号	土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設
平成 30 年 10 月 1 日	近藤建材	近藤　誠	亀山市関町木崎 129-4	(般 25) 第 12990 号	土木、とび・土工
平成 30 年 10 月 2 日	安藤材木店	安藤　秀家	いなべ市員弁町大泉 932	(般 25) 第 18609 号	建築
平成 30 年 10 月 5 日	桑原総業	桑原　司	尾鷲市坂場西町 27-2	(般 29) 第 19024 号	土木、とび・土工
平成 30 年 10 月 9 日	柘植建設	坂井　紀昭	伊賀市柘植町 6942-2	(般 30) 第 3537 号	土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、舗装
平成 30 年 10 月 10 日	大江組	大江　保勝	四日市市別名 1-13-11	(般 28) 第 10111 号	とび・土工、機械器具設置
平成 30 年 10 月 10 日	椋下建設	椋下　寛之	津市上浜町 1-100	(般 29) 第 15846 号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設
平成 30 年 10 月 24 日	中野住環境コンサルタント	中野　嘉夫	伊勢市小俣町明野 354-3	(般 26) 第 14652 号	建築、大工、屋根、内装仕上
平成 30 年 10 月 25 日	北住組	北住　睦生	三重郡菰野町音羽 903	(般 27) 第 21567 号	建築、大工、とび・土工、鉄筋、内装仕上
平成 30 年 10 月 25 日	株式会社紀北	五味　洋司	四日市市山城町 623-29	(般 25) 第 22103 号	土木、とび・土工、舗装、水道施設
平成 30 年 10 月 29 日	シーエンス	森下　真后	鈴鹿市郡山町 663-857	(般 28) 第 23074 号	電気
平成 30 年 10 月 29 日	丸高土建	金村　高淵	亀山市阿野田町 1095-63	(般 29) 第 7960 号	土木、とび・土工、解体
平成 30 年 10 月 29 日	株式会社土生組	山口　明男	津市雲出本郷町 1800-1	(特 29) 第 15850 号	土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、水道施設

平成 30 年 10 月 30 日	カイセイ建設株式会社	下口　修一	松阪市上川町 14-1	（般 28）第 13885 号	建築
平成 30 年 11 月 1 日	花谷電工	花谷　信彦	伊賀市平野樋之口 285-16	（般 28）第 11686 号	電気
平成 30 年 11 月 5 日	有限会社伊藤鉄工所	伊藤　渉	亀山市川合町 576-3	（般 25）第 12485 号	鋼構造物
平成 30 年 11 月 6 日	おおしま家大工店株式会社	破産管財人　伊藤　明紀	三重郡朝日町大字柿 2445-1	（般 27）第 18559 号	建築
平成 30 年 11 月 12 日	伊藤総建	伊藤　和也	鈴鹿市稲生西 2-11-30	（般 26）第 23014 号	土木、とび・土工、舗装、解体
平成 30 年 11 月 12 日	守田電気工業有限会社	守田　一仁	伊勢市尾上町 9-14	（般 27）第 8873 号	電気、管、消防施設
平成 30 年 11 月 13 日	飯野工業株式会社	山中　光男	鈴鹿市三日市 2-28-28	（般 28）第 1319 号	建築、鋼構造物
平成 30 年 11 月 13 日	中南勢開発株式会社	久保　次郎	松阪市大黒田町 305-3	（般 28）第 2739 号	建築
平成 30 年 11 月 13 日	大新建築有限会社	新谷　幹男	伊勢市円座町 1246	（般 25）第 8927 号	土木、建築、管
平成 30 年 11 月 16 日	ＳＳＤ建築士事務所株式会社	瀬古　智史	津市安濃町川西 1281-1	（般 27）第 15870 号	建築
平成 30 年 11 月 20 日	株式会社青山建設	破産管財人　飯田　聡	伊賀市別府 415	（般 27）第 3350 号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 11 月 21 日	柴本工業	柴本　真希	津市豊が丘 1-29-10	（般 29）第 24040 号	とび・土工
平成 30 年 12 月 3 日	管誠機工	今村　充孝	松阪市小津町 459-3 2F	（般 25）第 13834 号	管
平成 30 年 12 月 5 日	有限会社紀伊テクノ	伊藤　整	尾鷲市中川 1-17	（般 26）第 19149 号	とび・土工
平成 30 年 12 月 10 日	福永テック	福間　清	四日市市生桑町 2010-1	（般 27）第 21548 号	管
平成 30 年 12 月 12 日	木家研究所株式会社	服部　幸信	三重郡菰野町菰野 8475-17	（般 26）第 21851 号	建築
平成 30 年 12 月 12 日	株式会社ＭＩＫＩエンジニアリング	亀岡　実希恵	四日市市采女町 2999-3	（般 28）第 22321 号	とび・土工
平成 30 年 12 月 18 日	金光管工業	金光　富義	四日市市六呂見 964-1	（般 29）第 12790 号	管
平成 30 年 12 月 18 日	真栄	加藤　真一	四日市市東坂部町 2181-2	（般 28）第 22267 号	塗装
平成 30 年 12 月 20 日	和技建	塚田　和美	鈴鹿市長太新町 4-14-10	（般 25）第 12995 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 30 年 12 月 25 日	森本建築企画	森本　公夫	松阪市飯高町下滝野 1259	（般 29）第 13908 号	建築
平成 30 年 12 月 28 日	イロハ造園	中西　俊信	伊勢市小俣町新村 52-1	（般 28）第 14695 号	造園

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称
　津都市計画下水道
　　流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
2　縦覧場所
　三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称
　松阪都市計画地区計画
　　天花寺テクノランド地区地区計画
2　縦覧場所
　三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称
　亀山都市計画下水道
　　津市芸濃公共下水道（椋本処理区）
2　縦覧場所
　三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　免許の取消しをした年月日
　平成 31 年 3 月 19 日
2　免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
　福田　健太郎
　二級建築士
　三重県知事登録第 8696 号
3　免許の取消しの理由
　建築士法第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく届出があったため

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　免許の取消しをした年月日
　平成 31 年 3 月 19 日
2　免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
　北川　和生
　二級建築士

三重県知事登録第 2881 号

3　免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　免許の取消しをした年月日

平成 31 年 3 月 19 日

2　免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

森田　義雄

二級建築士

三重県知事登録第 4096 号

3　免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請（建築士事務所廃業）があったため

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　免許の取消しをした年月日

平成 31 年 3 月 19 日

2　免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

北出　庄市

二級建築士

三重県知事登録第 5763 号

3　免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づく申請（上位資格所有）があったため

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 31 年 3 月 29 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 31 年 3 月 8 日	三重郡川越町大字北福崎字上立割 157-1	大阪府大阪市淀川区野中南 2 丁目 8-18 タイガー計算器株式会社 代表取締役社長　新　英　三
平成 31 年 3 月 11 日	多気郡明和町大字明星字黒土 1587 ほか 7 筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役　東　谷　泰　介
平成 31 年 3 月 11 日	伊賀市緑ケ丘本町 1631-1 ほか 3 筆	伊賀市緑ケ丘本町 4162-1 あおい不動産販売株式会社 代表取締役　吉　住　慎　吾
平成 31 年 3 月 18 日	伊勢市神田久志本町字西万条 1090-1 ほか 3 筆	松阪市西町 283-1 創和不動産株式会社 代表取締役　世　古　政　弘

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　特定役務の名称　平成30年度　環境修復事業　第205-1分2005号
桑名市五反田事案支障除去対策事業水処理施設運転管理業務委託
2　担当部局　津市広明町13番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
3　落札者決定日　平成31年3月12日
4　落札者　愛知県名古屋市千種区今池南29番16号
共和化工株式会社名古屋支店
支店長　永田　光三
5　落札金額　入札価格　130,502,000円
契約金額　130,502,000円
6　決定手続　一般競争入札
7　入札公告日　平成31年1月22日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　特定役務の名称　平成30～33年度　斎宮歴史博物館清掃業務委託
2　担当部局　多気郡明和町竹川503番地
斎宮歴史博物館
3　落札決定日　平成31年3月15日
4　落札者　三重県津市丸之内24番16号
タカノ商事株式会社　代表取締役　赤塚　高之
5　落札金額　入札金額　36,540,000円
契約金額　40,072,200円
6　決定手続　総合評価一般競争入札
7　入札公告日　平成31年1月11日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成31年3月29日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　特定役務の名称　平成30～33年度　斎宮歴史博物館受付業務委託
2　担当部局　多気郡明和町竹川503番地
斎宮歴史博物館
3　落札決定日　平成31年3月15日
4　落札者　三重県多気郡明和町大字斎宮2811番地
公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会　代表理事　大和谷　正
5　落札金額　入札金額　25,800,000円
契約金額　28,294,000円
6　決定手続　総合評価一般競争入札
7　入札公告日　平成31年1月11日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/